

平成30年 2月定例会 総務委員会（付託）

平成30年 2月27日（火）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時17分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から、追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第75号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第79号 平成29年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画の改定について（資料②③）
- 徳島県青少年センターにおけるネーミング・ライツ制度パートナー企業の決定について（資料④）

田尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております、総務委員会説明資料（その3）によりまして、2月定例会県議会に追加提出いたしました県民環境部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成29年度歳入歳出補正予算案、繰越明許費及び債務負担行為となっております。

説明資料（その3）の1ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり7億1,022万2,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は132億5,254万3,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計についてでございます。

次世代育成・青少年課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、3,500万円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は1億6,566万8,000円となっております。

3ページを御覧ください。

次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、県民環境政策課関係でございます。

主に、給与費の増額補正をお願いしており、合計で4,924万6,000円の増額となり、補正後の予算額は23億9,764万4,000円となっております。

4ページをお開きください。

男女参画・人権課関係でございます。

目名、社会福祉施設費におきましては、市町の隣保館運営費の所要見込額の減等により1,743万7,000円の減額をお願いしております。

男女参画・人権課合計では2,830万2,000円の減額となり、補正後予算額は5億2,098万3,000円となっております。

5ページを御覧ください。

次世代育成・青少年課関係でございます。

目名、児童措置費におきましては、摘要欄①の児童保護措置費について、徳島赤十字乳児院の措置児童数の増加等により1,653万6,000円の増額を、目名、児童福祉施設費の摘要欄①の児童福祉施設整備事業費につきましては、認定こども園施設整備補助金の実績等に基づき4億5,997万6,000円の減額などをお願いしております。

次世代育成・青少年課合計では4億3,587万円の減額となり、補正後予算額は85億3,573万1,000円となっております。

6ページをお開きください。

次に、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきましては、貸付金の申込額が当初見込みを下回ったこと等により3,500万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は1億6,566万8,000円となっております。

7ページを御覧ください。

とくしま文化振興課関係でございます。

目名、文化及び文化財費におきましては、摘要欄①文化振興費の各事業の所要額の確定等によりまして、とくしま文化振興課合計で2,038万5,000円の減額をお願いし、補正後予算額は6億3,978万6,000円となっております。

8ページをお開きください。

県民スポーツ課関係でございます。

各事業の所要額の確定によりまして、合計1,071万6,000円の増額をお願いし、補正後予算額は5億8,729万7,000円となっております。

9ページを御覧ください。

環境首都課関係でございます。

目名、環境衛生指導費の摘要欄①一般環境対策費におきましては、事業費や貸付金の所要額の確定などにより1億9,175万8,000円の減額をお願いしております。

環境首都課合計では1億7,584万2,000円の減額となり、補正後予算額は3億4,024万4,000円となっております。

10ページをお開きください。

環境指導課関係でございます。

目名、環境衛生指導費の摘要欄①の廃棄物ゼロ社会づくり推進費におきましては、貸付額の確定などにより5,285万7,000円の減額をお願いしております。

環境指導課合計では6,128万8,000円の減額となり、補正後予算額は7,459万1,000円となっております。

11ページを御覧ください。

環境管理課関係でございます。

目名、公害対策費の摘要欄①の一般公害対策費におきましては、事業費や貸付金の所要額の確定などにより3,987万2,000円の減額をお願いしております。

環境管理課合計では4,849万7,000円の減額となり、補正後予算額は1億5,626万7,000円となっております。

続きまして、12ページをお開きください。

繰越明許費についてでございます。

追加分でございますが、次世代育成・青少年課所管の児童健全育成対策費では、放課後児童クラブの整備に要する経費として2,188万1,000円を、徳島学院費では、徳島学院の寮舎の大規模改修に要する経費として1億6,500万円を、更に児童福祉施設整備事業費では、認定こども園等の整備に要する経費として1,795万9,000円を、環境首都課所管の一般環境対策費では、再エネ水素ステーション導入の補助に要する経費として2,000万円を、自然公園等施設整備事業費では、鳴門公園の施設再整備等に要する経費として4,306万7,000円を、それぞれ繰り越すこととしております。

続きまして、13ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

県民スポーツ課所管の徳島県蔵本公園等の管理運営協定につきまして、鳴門・大塚スポーツパーク、ソイジョイ武道館等の空調整備や球技場の改修に伴う維持管理費の増による、追加の債務負担をお願いするものでございます。

今議会に追加提出いたしております案件の説明は、以上でございます。

続きまして、2点御報告させていただきます。

お手元にお配りの資料1－1を御覧ください。

徳島県子ども・子育て支援事業支援計画の改定（案）についてでございます。

市町村が策定する、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて策定した、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく、徳島県子ども・子育て支援事業支援計画について、市町村計画の見直し状況等を反映させるための改定案がまとまりましたので、御報告するものでございます。

2、計画の期間につきましては、当初計画と同じく、平成27年度から平成31年度までの5年間としております。

3、主な変更点といたしましては、（1）教育・保育の提供体制の確保以下の各項目について、市町村計画の見直し状況を反映させ、平成30年度と平成31年度の数値を太枠内に記載しております。

県といたしましては、この計画に基づき、認定こども園・保育所の整備や保育人材の確保を推進するとともに、国が進める企業主導型保育事業によって確保された保育の受皿が十分に活用されるよう、保育事業者及び市町村との連携強化を図るなど、引き続き、待機児童の解消に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、資料1－2を御参照いただければと思います。

次に、資料2を御覧ください。

徳島県青少年センターにおけるネーミング・ライツ制度パートナー企業の決定についてでございます。

徳島県青少年センターにつきましては、平成22年度からネーミング・ライツ制度を導入しておりますが、本年3月31日をもって8年間の契約期間が満了することから、平成30年度以降のパートナー企業を公募いたしました。

去る2月16日に開催した選定委員会による審査を経て、現在と同じ株式会社徳島銀行をパートナー企業と決定したところでございます。

ネーミング・ライツの期間につきましては、平成30年4月1日から5年間としており、金額は、5年間の合計で2,500万円となっております。

愛称につきましては、現在と同じ「とくぎんトモニプラザ」に決定したところでございます。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

西沢委員

前にも言ったことがあります。人権というのは人の権利ですね。人の義務というのは何て言うのかと、幾ら探しても出てきません。国語辞典を見ても、人の義務というのは出てきません。

今、世の中というのは、非常に権利が横行しています。何かに付けて、自分の権利を主張する。だから、非常にギスギスした社会になっているような気がするんです。

権利の担当は、県民環境部ですよ。それに対する義務というのも、平等以上に扱いなさい、先に自分がすべきことをやって相手に求めなさいと。義務が先にあって権利は後からですよというぐらいで教えてもらったんです。

例えば、人の権利で人権課長ですよ。でも、人の義務というのは、この県庁内で担当はありますか。義務教育とかはありますが、義務そのもの、人の義務はないですよ。ここで担当するんですか、人権課長。

正木男女参画・人権課長

ただいま、人権、権利、義務というところで御質問を頂いております。

当課で所管しておりますのは人権尊重ということで、それを啓発していく。その理念というか、意識を皆さんに周知していくというような取組をしております。

人権といいますのは、私のほうの当課で基本計画……

（「義務を言っているんです」と言う者あり）

義務については、いろいろ捉え方があると思うのですけれども……

（「県庁で、義務そのものを担当する課はありますか」と言う者あり）

こちらは人権ということで、人権尊重を啓発していくというところの所管をしております。

西沢委員

やっぱり、義務そのものが非常に軽んじられていると。県庁であっても、義務教育とかそんなのがあったとしても、本当の義務です。いろいろ考え方があるでしょうけれども、辞書には、「義務とは当然しなければならないこと。道徳が人間の意志、行為などに及ぼす強制拘束。法律で強制された、しなければならない、またしてはならないこと。反対側が権利」となっています。

だから、本当だったら人権課より義務人権課ぐらいのことで、義務そのものをもっときちんとやっていかないと世の中がおかしくなるのではないかと。権利、権利と言って、権利の講習会をしていますよね。でも、義務の講習会はしていますか、聞いたことがありますか。

本当は、ここで担当してほしいわけですよ。権利をするんだったら義務も一緒に担当して、両方対で講習会をしないとかが必要でないんですか。これに答えられる人はいませんよね。

（「納税の義務がある」と言う者あり）

納税の義務、当然そんなのは除きます。私が言っているのは、もっと大きな範囲内の義務です。本当の意味で、人間がやるべきことです。強制されずにやるというのが本当の義務です。自分が本当に、これはやらないといけないと。もっとありますよ。義務以上にしないといけないという思い、人間的に本当これをやるべきだろうと。でも最低、義務ということで、やっぱり人間というのは、それらをきちんと世の中に浸透させていかなかったらいけない。私が小学校のときだったら、まず自分がやりなさい、そして相手に求めなさいと言われました。そういう義務です。

これから県庁も、義務課に、人権義務課にしてほしい。そういうぐらいのことをやってほしい。多分、全国ほとんど義務そのものに対しては、やってないでしょうね。だからこそ、世の中はおかしくなっている。

今、問題なのは、これから科学がどんどん発達して、人間が置き去りになっていくような将来が見えてきました。ロボット化、AI化、自動化とか、人間がいなくてもできる世界、要するに、非常に社会や世の中が変わる中で、人間というのをもっと大事にしないといけない。だからこそ、義務というのはこれからの時代、ものすごく大事にしないといけないと私は思うんです。このあたりをどうにか考えてほしいと。

ここで結論が出るかどうか分かりませんが、言う所がない。義務という担当がなかったら、言う所がない。でも、人権課が一番近いでしょう、いかがでしょうか。

正木男女参画・人権課長

ただいま、いろいろ御意見を頂きました。こちらの人権を尊重していくという立場から、その基にある部分ですけれども、まずお互いの人格といいますか人権を尊重するというので、相手のことをしっかりと理解し、しっかりと受け入れる。肯定をして、しっか

りと受け入れるというところが、まず人権の一番のポイントだと思います。

そういうような意識の持ち方という部分で、しっかりと啓発を進めていきたいと考えております。

西沢委員

内容的には、一部あるでしょう。でも、義務というのを表にきちんと出すと。さっき言ったように、本当は義務だけではいけない。人間が本当にやるべきことは、単なる押し付けみたいな義務ではいけない。でも、それさえもなかなか表に出ていないというのが現状だと言っているんです。だからこそ、義務をもっと表にきちんと出して、講習会も一緒にやっていくとかが必要ではないかと言っているんです。

これからの社会を見据えたら、人間としてどうあるべきか。人間とはを問われる時代が来ました。急激に5年、10年で世の中がすごく変わりますよ。車も全部運転してもらえし、家庭内のいろんなことも全部自動でやってもらえし、人間いったい何をするんですかという時代が来ますよね。だからこそ、間違った社会、間違った方向に行ったらいけない。そういうことも、きちんとやっていかないといけない時代ではないかと思います。

田尾県民環境部長

西沢委員から、権利と義務というような話を頂きました。正に、人間の根源に関わるような話なんだろうなと思ひながら、拝聴しております。

先ほど、男女参画・人権課長からお答えを申しましたように、人権というのは申すまでもなく、21世紀は人権の世紀だと言われて久しいということで、人の尊厳を守る、啓発をするという部分を、御旗を立てて啓発をしております。

一方で、議員のおっしゃるような義務、国民の義務、あるいはもっと道徳的な部分も入っているのかもしれませんが、人間の義務といった部分は、古くは家庭教育、地域、学校教育であつたりというところに昔から委ねられてきて、人間が成長する中で、そういう意識というのが醸成されてきたんだろうと思います。

今、委員がおっしゃるような義務という部分について、もっと意識を高めるようなことが必要ではないかというお話ですが、我々行政といたしましては、いろんな事業を通じて、義務全般について守れるような機運の醸成というの、いろんな施策の中から社会全体で作っていく必要があるというところで思っております。

西沢委員

思うのですけれども、これから社会がどうなっていくかということを踏まえた中で、今、何をすべきかということを考えないといけないと思うんです。本当に大変な世の中が来ますよ。そういうことを見据えて、私は義務そのものをもう一度、見直す必要があるのではないかと。そして、義務以上のものを求める形のものであってほしいと。

だから、庁内で義務のことをどうするかというのを話し合つてほしい。やっぱり言ったように、人権と義務と対で課を一つにするというものだと思います。すぐに返事ができるわけではないので、これは頼んでおきます。

それから、久しぶりに環境の問題を言わせてもらいます。私は、ずっと環境の問題を心

配して、いろんなことをやってきて、最終的に私が行きついたのがスローライフでした。本当に、ずっと環境の問題を見てきて、我々は何を目指せるかということを真剣に考えて、10年前の一般質問でスローライフというものを言わせていただきました。

世の中は科学が発展しすぎて、さっきも言いましたが、人間がちょっと置かれていっています。人間社会の人間の精神的なところで、なおざりになっていっています。これでいいのか、段々と社会がいびつになっていっています。自然と科学が一体だったらいいですけども、科学は残念ながら、科学を進めることばかりで、それに関して経済的な観念のほうも進んでいますけれども、その反対のほうのこと、科学によって社会現象がどうなるんだとか、周辺の対策は余りやってこなかったと思います。

例えば、フロンもすごくいい物質だと、どんどん進めていましたけれども、その周辺対策をやってなかったから、後で大問題になった。科学は、そういう正も悪もないですから、それを使う人間側が、正にしたり悪にしたりする。原子爆弾なんかは、悪に使いましたからね。

だから、やっぱり科学でも、その周辺を考えてやるというのが、本当の進め方だと思いますけど、今そんな状況でないんです。周りを考えると、影響を考えるとでなく、どんどん急激に進んで、非常に怖い社会になりつつあるような気がします。後に付いていけない人が、いっぱい出てきますし、放られる人もいっぱい出てきますよ。そういうものは、先進的にやっている人は余り考えないという気がします。だからこそ今、さっきも言ったように権利と義務も、考えていただきたいと思うんです。

もう一つは、自然です。自然をどう捉えるか。科学というのは、一つのことを目指してそこだけをやりますが、自然というのは総合ですから、考え方、状況が全然違うわけです。これからの社会というのは、自然をより大切にしないといけないような社会にならないといけないのではないかと。科学が発展すればするほど、自然を大切にしないといけないように私は思うんです。昔から、そういう思いの中でスローライフ、環境型スローライフに行き着いたところです。

10年前の11月の一般質問で、どういう質問で答弁になったかということですが、
「本来、人間の、そして地球の自然のリズムに合わせた社会を取り戻すため、環境重視型のスローライフ社会の実現を、県の目指す方向の一つの大きな柱として位置付け、宣言をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。そして、それを実現するための実行委員会のようなものを立ち上げ、また環境重視型のスローライフの大会を開催するなどして、スローライフを全県民に推し進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。」という質問をしました。

知事答弁の要約で、結論のところを読みます。「今後は人類も生態系の一部として、地球環境の中で生かされているんだという認識の下、常に高い環境意識を持って、それぞれの生産や生活の様式を見直す必要があるものだと考えております。そこで、議員提案のスローライフ社会の実現は、正にこうした理念実現のために、効果的な方策の一つであると認識しております。スローライフ社会の実現に寄与する施策を洗い出し、その成果を県民の皆様提示していくとともに、地球温暖化対策推進条例の施行に当たっても、御提案の趣旨を踏まえた対応を検討してまいりたいと考えております。」

だから、スローライフが地球温暖化対策推進条例の中に入っていたと思うんですけれど

も、条例が変更になって、スローライフは趣旨が違うということを先ほど言われました。

では、どうなったのかという話ですけれども、「産学民官の協働で環境活動を推進していただいております、とくしま環境県民会議へも紹介し、幅広く御議論を賜り、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。」こういう知事答弁です。

今、10年後になりますけれども、どういうふうになっていますか。

河崎環境首都課長

ただいま、スローライフの10年前の答弁内容について御質問を頂きました。

先ほど、委員の御質問の中で出ておりました地球温暖化対策推進条例は、現在、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例と名前が変わっております。これは、東日本大震災以降の自然エネルギーを活用した新たなエネルギー施策の本格化、あるいは各協定の発効などの環境分野における世界情勢を見据えまして、こうした状況の変化を契機に、脱炭素社会の実現に向けました取組の加速化を図るために、平成28年10月に気候変動対策に係る条例ということで、制定したところでございます。

この新条例の中におきましては、再生可能エネルギーの最大限の導入でありますとか、気候変動の厳しい将来予測に的確に対応するための適応策の本格導入、未来を担う若い世代を中心とした環境学習の充実や革新的な環境関連技術等の導入促進など、本県ならではの全国を先取りする対策を盛り込んでいるところでございます。

当然、こうした中には、以前の徳島県地球温暖化対策推進条例の趣旨というものも、脈々と流れておるわけでございまして、スローライフの観点も、その理念について継承されているところでございます。

例えば、太陽の熱が届きますと、水が蒸発して蒸気となって、今度は雨となって降り注ぐといった、雨として落ちた水の力、地産地消のエネルギーといったものの活用でありますとか、スローライフに通ずるようなところも、中には盛り込まれているところでございます。

当然そういった趣旨につきましては、いろいろ適応策、緩和策、各種対策を更に実施していく中にきちんと盛り込んで、そういった取組の推進に努めているところでございます。

西沢委員

それでは、そのやってきた中で、スローライフという言葉が一言でも出てきましたか。

河崎環境首都課長

先ほどの、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例は長い名前でございますので、すだちくん未来の地球条例と愛称で呼ばさせていただきます。この条例につきましては、適応策と緩和策を車の両輪とした気候変動対策を推進するという、大きな方向性を示すものでございます。

そのスローライフの言葉を、ここに盛り込むというのではなくて、例えば、今スローライフという言葉につきましては、徳島県環境基本計画というものがございすけれども、この中には、スローライフの考え方の定着というような言葉が盛り込まれているところで

ございます。

西沢委員

もう一度、読みます。「御提案の大会や宣言などにつきましては、産学民官の協同で環境活動を推進していただいております、とくしま環境県民会議へも紹介し、幅広く御議論を賜り、積極的に取り組んでまいりたい。」

では、スローライフの大会をやりましたか。スローライフの宣言をしましたか。とくしま環境県民会議に紹介しましたか。

河崎環境首都課長

スローライフの大会について、この10年間に実施したかどうかを申し訳ございませんが、私は承知しておりません。けれども、とくしま環境県民会議の中におきましては、例えば、スマート社会、スローライフといったことについて、いろいろ議論をしていく中で、普及啓発活動にそういった趣旨を盛り込んでいくということで、毎年検討はなされているところでございます。

西沢委員

私は、講習会をしたとか、大会を開いたというのは、聞いたことがないです。この10年間で、スローライフという言葉を使ったというのは、余り知りません。意味的には、いろんな意味で入っています。でも、そうでなくて、旗頭がいるではないですか。だから、スローライフという言葉に私は行き着いたんです。それは、私個人が行き着いただけであって、県がどう捉えるかというのは別ですけども、趣旨を分かっていたらスローライフに頑張ろうと答えていただいたと思うんです。それ以後、スローライフという言葉が見当たらないと思う。

だから、特にさっきも言いました、これから大変な時代になってきて、科学も大切、でもそれに対して、自然そのものをいかに守っていくかということが非常に問われる時代だと思います。だからこそ、私はスローライフ、環境を大事にすると。環境の中、自然の中に人間が入り込んでいって、その中で自然を守っていく。外からでなく、中へ入り込んで守っていくというような考え方の中で進めていかなかったら、これから人間として大変な時代になると思います。だからこそ、非常に大事なことだろうと思います。

最後に部長、よろしくお願いします。

田尾県民環境部長

ただいま、スローライフということについて、改めて御提言を頂いたわけですが、10年前と今日と、また地球環境を取り巻く状況も激変しているという状況の中で、スローライフという考え方を、私も十二分に承知しているわけではございませんけれど、人間社会の在り様のようなものに通ずる、先ほど義務のお話もそうでしたけれど、やや哲学的な部分も委員のお話の中から感じるところでございますが、県の行政を進めていく上で、我々もそういった部分も十分に意を配しながら進めていこうという思いです。

西沢委員

これから大事なものは、やはり皆さんがどうなっていくんだろうと、やっぱり心配なんです。すごい世界だという反面、それに対する違う見方も残念なところも、かなり出てくる。両方、出てくると思う。いいことばかりでない。その反対や副作用が出てきたと、そういうところもきちんと見据えて、やはりこの環境のところは、特にそういうことを大事にしてやるべきという気がします。しっかり頑張っしてほしいと思います。

もう一つ、同和問題ですけれども、これはどこが担当するのですか。市町村か、県か、国か、同和問題の最終的なところは、どこが担当するんですか。

正木男女参画・人権課長

ただいま同和問題について、どこが担当していくのかという御質問を頂きました。

同和問題につきましては、いわゆる人権尊重、人権の一つの課題という形になっております。今まで、国、県、市町村、それから各団体につきましても、みんなが総ぐるみといいますか、みんなで一緒になって、この問題について考え啓発して取り組んでいこうというような形で進めてまいりました。特に行政の部分ですけれども、当方につきましては、まず啓発の取組を担ってやっていこうという形になっております。

平成28年12月には、同和問題に関係し、部落差別解消推進法が施行されたところでございます。この法律につきましても、部落差別は存在する、これをなくしていく、そういう社会にしていこうという理念を掲げて、法律ができた形になっております。この法律の中にも、それぞれの役割というのが規定されておりまして、国、地方、いわゆる地方自治体については、責務という形で規定もされているところでございます。相談体制や教育啓発については、国、地方が役割分担の下で、しっかり進めていかなければ駄目ですよ。いわゆる、努めなさいというような規定もされております。

そういう法律もでき、法律の役割分担の下で、今までも進めてきましたけれども、これからはもしっかりやっていくという形で進めてまいりたいと考えております。

西沢委員

では、役割分担で、県は啓発が中心ですか。例えば、個人でなく市町村に問題があったときには、市町村が解決するのですか。それとも県は関与するのですか。

正木男女参画・人権課長

啓発につきましては、行政がしっかりやっていきなさいと。教育につきましても、行政の一つの役割としてございます。あと、いろんな差別事象が起こったときに、いかにして解決していくかというのも一つの大事な対策と思っております。

そのあたりの対策につきましては、国の法務局のほうで、それらの事件、ケースに対応していく一つの規定を持っておりますので、そちらへつないで、連携をしてやっていくというような形で進めていくことになっております。

西沢委員

本当に連携しましたか。ある所でそういう問題がありましたよね。どことは言いません

が、町が絡んでいましたよね。もっと言えば、町長が絡んでいました。そのときに県は何か動きをとりましたか。

私が言いたいのは、やっぱり町が問題だったときは、町を監督するという形で県が入ってくれたらと思うんです。県が問題あったときには、国が絡んでくると。仮に、知事が大問題だったときは、県庁で処理するんですか。男女参画・人権課が処理するんですか、できますか。

正木男女参画・人権課長

差別事象についての取扱いをどうしていくのかということですが、一つのルールといたしましては、先ほど申し上げたような役割分担という形がございます。

それぞれのケースについては、ケースごとに、どういうふうな対応をしていくかというのは定まってくると思いますので、そのケースに応じた対応という形になってくると考えます。

西沢委員

私が言っているのは、してなかったから言っているんでしょう。だから、自分の所で処理できればいいですよ。できない場合は、違う所が処理しないといけないでしょう。だから言っているわけです。そういうことをきちんと決めないと、今後とも起こる可能性はあります。ある町は、大変なことになりましたからそうならないように、例えば町長が絡んでいたら、町としては動きがとれません。県は知事が絡んでいたら、県で動きがとれますか。そういうときには、町は県、県は国という、そういうこともきちんと決めておいてほしいと思う。

私は、そのときは、決めてないと思いました。県はノータッチという感じですか。それではいけないと思います。やっぱりきちんと処理する方向がなかったら、いけないと思います。言ってることは、間違っていますか。自分で処理できなかつたら、どこが処理するんですかという問題です。国とも話して、そういう流れを、やっぱりきちんと決めておいてほしい。

それは、どこが担当するというのがありますか。ただ単に、町の担当、県の担当、国の担当と決めていても、その流れ、連携していますかという話にもなるけれども、バラバラではないですか。一つ一つ同じようなことをやっていても、ここはここ、ここはここでないかと思う。それをどうにかしなかつたら、連携しなかつたら、物事はうまくいかない。そういうことを、これからもいろんな所に相談して、きちんと形をつけるべきだというふうなことを、ずっと思っていました。もし、また起こっても同じことになるだろうと、そういうことで終わります。

中山委員

私も、スローライフというのに非常に共感するところがありまして、是非とも目標にしたいと思いますが、何分未熟なもので、なかなかその域に達していない。今日も、質問の時間配分を間違っ残り時間が少ないので、端的にお答えいただきますよう、お願いしたいと思います。

まず、先ほど西沢委員の質問の中でありました環境問題、その中で、やはり地球温暖化対策というのは、喫緊の課題だと思います。そして、自然エネルギー協議会の会長県、また全国初となる、すだちくん未来の地球条例を制定した我が県としましても、自然エネルギーのトップランナーとして、全国をけん引していくべきだと私は思って毎年質問をしています。

まず、自然エネルギーの現状についてお聞きしたいと思います。現在の本県における自然エネルギーによる電力自給率というのは、何%ぐらいになっているのでしょうか。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま、自然エネルギーの本県での電力自給率という御質問を頂きました。

本県では、豊富に存在いたします自然エネルギー資源を余すところなく活用するということで、自然エネルギーによる地方創生を実現することを目的といたしまして、自然エネルギー立県とくしま推進戦略という計画を策定いたしまして、取組を進めているところでございます。

推進戦略におきまして、先ほど御質問のありました自然エネルギーの自給率という形で、目標を立てさせていただいてございます。2020年度に25%、2030年度に37%ということで、国を上回る全国トップクラスの導入目標だと自負してございます。この導入目標につきましては、県内の電力の需要量を分母に、県内の自然エネルギーの発電量を分子にいたしまして、算定しているところでございます。本県における自然エネルギーの導入実績を示す、重要な指標と考えてございます。

御質問の電力自給率でございますけれども、最新は平成28年度、昨年度の実績でございますが、2020年度25%の目標を既に超えておりまして25.6%という数字が出てございます。なお、一昨年度の平成27年度は26.5%と若干ではありますけれども、平成28年度は下がっているという状況になってございます。

中山委員

ただいま伺いました、平成28年度と平成27年度を比べたら約1%下がっているということで、一生懸命取り組んでる割には下がっているのはどういうことかと思いますが、詳しくお聞かせください。

岡島自然エネルギー推進室長

平成28年度の実績が平成27年度を下回ったという原因については、大きく二つあるのではと考えてございます。

一つは、水力発電の実績が、非常に大きく下がったということでございます。その中の要因で、実は、電力発電所で何か所かがメンテナンスのために発電を停止したということでございまして、これが1億キロワット以上ぐらいございます。

もう一つの影響ということで、雨の降り方も大きく影響いたします。いわゆる降水量も一昨年度に比べると減少しているという形で、相対的に水力発電の実績が下がったという点が大きくございます。

それと、先ほど数式も申し上げましたけれども、分母となります県内の電力需要量とい

うところでございます。いわゆる、どれだけ電気を県内でお使いになったかということでございますけれども、こちらについても大きく気温が関係するのではないかと考えております。結論から申し上げますと、夏場が非常に暑く、冬場が寒かったという形で、おのずと電力使用量の部分で大きく影響が出てきて、分母が増えたというような形になってくるのかと分析してございます。

中山委員

下がっている原因は、よく分かりました。その中で、2020年度に25%という目標を、今は既に上回っているということで、やはり上方修正をしていくべきだと思いますが、どのように取り組まれるのでしょうか。

岡島自然エネルギー推進室長

今後の目標値ということの御質問かと思えます。

2020年度の目標ということで、確かに既に超えているということでございまして、全体的にも右肩上がりで上がってきているという状況でございます。一昨年と昨年で若干、数字も下がったこともございまして、自然エネルギーのある意味、弱点といいますか、非常に変動性があるというふうな点もございます。ただ、外部要因で下がってしまうことは、どうしても否めないのですけれども、全体のロットを高めていく、増やしていくというような形が、より高い電力自給率ということで、安定的に右肩上がりしていけるものだと考えてございます。

来年度につきましては、先ほど申し上げた推進戦略が、ちょうど改定の年に当たりますので、専門家の方や有識者の方で構成いたします、自然エネルギー立県とくしま推進委員会でありまして、自然エネルギー戦略プロジェクトチームという組織がございまして、そちらの方々の御意見も聞きながら、数値目標の改定、推進戦略そのものの見直し案も含めてでございますけれども、検討してまいりたいと考えてございます。

中山委員

ただいま、気候の変動によって上下するというところで伺いましたけれども、やはり安定供給に向けてしっかりと取り組んでいかなければ、自給率というのは上がっていかないと思います。今後、どのような施策を展開する予定ですか。

岡島自然エネルギー推進室長

来年度以降につきましては、ただいま当初予算ということで、いろいろお示しさせていただいているところでございます。

特に一つ、以前にも中山委員から御質問も頂いたと思いますが、人材育成の点でも、とくしま自然エネルギービジネスマイスター講座ということで、地元で自然エネルギーを使って事業化を図っていただく人材を育成していくというような講座でございまして、そういうことも開催したいと考えてございます。また、今年度もドイツのニーダーザクセン州の事務担当職員に来ていただきまして、いろいろ意見交換いたしまして、ドイツでの先進事例シュタットベルケという、地元発信で地産地消をやっていくというふうな非常に先

進的な取組をされているところの研究もしていきたいと考えてございます。

それと、県内を見回してみましても、鳴門市でも洋上風力のゾーニングというようなことも進んでございますし、東みよし町ではバイオマス事業の計画でありますとか、委員のほうからもいろいろ御質問を頂いた未利用エネルギーの検討をという話もございました。そちらについても、阿南工業高等専門学校を中心に、波力、海洋エネルギーの活用というのも進んでいるところでございます。

先ほど申し上げた自然エネルギーにも、検討会議を委員の御提案も含めまして作らせていただいているところでございますので、あらゆるエネルギー源について、本県ではどのような形で取り組んでいけるのかということも検討してまいりたいと考えています。

相対的に、目標達成に向けて、前向きに積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

中山委員

地球温暖化対策というのは、人口減少に歯止めをかけるのと同じぐらい、もっとそれ以上に高いのかもしれませんが、非常に重要な問題だと思っておりますので、県民総活躍で、脱炭素社会の実現に向けて、よりしっかりと取り組んでいただきたいと要望します。

次に、我が会派の岡議員が本会議で質問をしました人口減少ですけれども、1月1日の人口が74万2,113人と、しかも前年比6,866人減ということです。知事のほうから、合計特殊出生率1.8を目標に、マリッサとくしまを核にして、しっかりと取り組んでいくというふうな答弁がありました。

そのマリッサとくしまへ、昨年の10月に総務委員会の県内視察で行きました。そのときに、成婚数が3組だったと思いますが、昨年末にも小松島ロータリークラブでイベントを行ったときにも婚活パーティーをして、7組のうち4組のカップルができました。その後、順調にいつてくれていると思いますが、マリッサとくしまは、先ほど申しましたように3組の成婚数だったので、今、現状はどのぐらい増えているのでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

マリッサとくしまにおきまして、成婚者数がどれぐらいの実績になっているかという御質問でございます。

視察いただきました10月31日の時点で3組だったのですけれども、その後、増えておりまして10組になっております。要は、開設して1年半ぐらいでしたので、10月時点では、まだ成婚に至っていなかったのが、その後、徐々に成婚に結び付いていっているということとでなかろうかと考えております。

中山委員

少子化施策の成果の説明におきまして、結構カップルは成立していて、87組成立していますし、その後は増えているとは思いますが、残念ながら、カップルの成立であって成婚には至っていない。10組ということで、ちょっと心もとない、少ないと思っておりますので、是非とも数を上げるように、より一層の努力をしていただきたいと要望したいと思

います。

先ほど申しましたように、合計特殊出生率1.8という高い目標を掲げておりますけれども、2年前の平成27年が1.53、前年度の平成28年が1.51と下がっています。1.51から1.8も上げるのは大変な苦勞だと思いますが、この要因というのは、どのように分析しておられますか。

中川次世代育成・青少年課長

中山委員から、合計特殊出生率が1.53から1.51に下がっているという御質問でございます。

実は、合計特殊出生率につきましては、平成17年に過去最低の1.26という、非常に低い1.26ショックと言われておるんですけれども、そういった値になっておりました。その後、近年におきましては、緩やかな回復基調が続いていたところでございます。

平成27年の1.53というのも、全国平均1.45を大きく上回っておりました。ただ、平成28年につきましては1.51ということですが、1.5台を維持しているというところでございますが、0.02ポイント減少した結果となっております。

その主な要因として、我々が考えているところといたしましては、そもそも女性の人口15歳から49歳を見ていきますと1,391人ぐらい減少しております。それから、主な出産世代と言われております20代、30代の女性の人口だけで見ますと、前年に比べて2,742人と大きく減っているということが一つございます。もう一つ考えられることといたしましては、婚姻件数自身も減少しているということでございます。

もともとの女性の人口も減っておりますし、婚姻件数も減っているということで、出生数が減少して、合計特殊出生率の引下げにも影響を与えているのではないかというふうに考えているところでございます。

中山委員

子供を産まないというのは、個人の志向によるもので非常にデリケートなところがあると思いますけれども、やはり1.8以上に高めていかないと、また最終的に2.07という数字も出ておりますよね。具体的に、そこまで持っていくための具体策をもっと考えていかなければいけない。

本当に1.8、また2.07まで上げるというのは大変な苦勞だと思うんで、具体的に具体策というのはあるんでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、1.8の目標に向かって、具体的にどう取り組んでいくのかということでございます。この1.8という数字につきましては、平成27年3月に策定いたしました、第2期徳島はぐくみプランの中にも目標と位置付けているんですけれども、これにつきましては希望出生率ということで、結婚とか出産に関する希望がかなう場合にこれぐらいの出生率ということで、厳密に申し上げますと合計特殊出生率とイコールではないんですけど、いずれにしても、そういう高い出生率の目標に向けて各種施策を展開しているところでございまして、我々といたしましては、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てという、幅広い

切れ目のない施策を展開しているところでございます。

まず、結婚の支援といたしましては、先ほどもお話がありましたようにマリッサとくしまを拠点といたしまして、様々な事業を展開しているところでございますが、更に妊娠・出産につきましては、不妊治療に対する助成や産前産後の助産師による相談事業等の支援を行っております。

子育て支援ということで申し上げますと、医療費の助成ですとか、保育料につきましても第3子以降無料化という形での負担軽減を図る、更に申し上げますと、保育所とか認定こども園等の受皿整備、あるいは、そこで働く人材確保というような、いわゆる待機児童対策等にも取り組んでおりまして、子育て環境の整備にも取り組んでいるところでございまして、そういった形での切れ目のない支援を行っているところでございます。

先ほど、お話にもありましたマリッサとくしまにつきましても、いよいよ開設から1年半がたつということで326組の方がカップルとしては成立しております。そのうちの結婚に至ったのが10組ですけれども、更に今年につきましては、皆さんに結婚していただくということで、もちろん個人の思想の問題でもありますので強制ということではないのですけれども、結婚ポジティブキャンペーンを行いまして、そういう意識の普及を図ったところでございます。

また、平成30年度につきましては、新たにWebを使って申し込む独身者の交流会という、ちょっと気軽に参加できるような婚活イベント的なものですが、そういったものを開催したり、個人的に講座を開催する場合に、イベントに参加しながら勉強してレベルアップを図って次に進んでいくという、きめ細かなレベルアップ講座というものにも取り組んでまいりたいと考えております。

こういった形で、引き続き、出会い、結婚、妊娠・出産、子育てという切れ目のない支援を行って、人口減少に歯止めをかけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

中山委員

人口減少に歯止めをかけるというのは、本当に、もはや待ったなしの状況でございます。今、若い人たちの中で、結婚したい人、なおかつ結婚したら子供を2人以上持ちたいというような人が非常に増えております。しかしながら、それが実現しないというのは何が原因なのか、もう一度よく精査して、子供を産んでもらうような努力、例えば出産費用の補助とか、かなり平日と土日によって出産費用が上がってくると聞いておりますので、その辺のところも調査して、実行力、即効性のある施策の展開をお願いしたいと思えます。

山田委員

私からは、達田議員が一般質問でも取り上げ、事前委員会でも聞いた、とくしま記念オーケストラ問題について聞きたいと思えます。

事前委員会のときに、資料が欲しいので提出をとお願ひして、ハイヤー代の資料は出てまいりました。しかし、もらった資料でどれが川岸被告の分かということが全く不明です。川岸氏は現在、被告です。血税の投入も当然やられています。ほかの方は別にして、川岸被告の使った額と回数については、明確にこの委員会で御答弁いただきたいと思えます。

す。

吉成文化創造室長

山田委員から、川岸氏が利用したハイヤー代について明らかにすべきでないかという御質問を頂いております。

とくしま記念オーケストラにつきましては、開催の都度、演奏家を集めるということから、常設の事務局はなく、楽団員との調整などの庶務的な業務、また演奏会の日程調整をはじめとした総合調整の事務的な機能というのは、公益財団法人徳島県文化振興財団において担っております。

従来から御説明させていただいておりますように、必要な経費につきましては、各演奏会の主催者間で案分するというのが基本でございますが、例えば、演奏会の構想段階における様々な検討・準備に要する経費や数会場兼ねて現場調整を行う場合等、共通的に支払われる経費については、総合調整を行う同財団において支出してきたところでございます。

県内で開催する演奏会につきましては、単に音楽ホールというところだけでなく、体育館や文化センター、また学校の講堂や幼稚園であったりと、幅広い施設で開催をしてきたものでありまして、舞台、また指揮者や演奏家の控室、音出しや楽器を置くスペース等が、オーケストラの演奏に適した所ばかりではないところでございます。こうしたところから、次の演奏会をどこで開催するのか。また、どういう人数で、どういう楽器で何を演奏するのか。また、演奏会に足を運んでくださる住民の方々になじんでもらいやすい、なじみのある演奏曲目を選定する等、事前の準備には相当な時間とエネルギーを要するものでございます。

こうした準備を滞りなく進めて、初めてクラシック音楽に触れた方にも、心から良かったと、クラシック音楽はこんな音楽なんだ、本当に良かったと、県内隅々までそうした方々が増えるよう取り組んできたところでございます。ただ、こうした準備には、事務局でございます徳島県文化振興財団だけでは限界がございます。そうしたことから、二度の国民文化祭の成功を通じまして、東京の演奏家とも連絡調整をしてきた、東京の音楽プロダクションの元代表に、事前に演奏会場等の確認をさせてきたというところでございます。

同財団におきましては、平成25年度から平成28年度の期間においてハイヤー代・タクシー代、今、山田委員がおっしゃった支出についての情報公開を資料として開示したところでございまして、その金額につきましては、ハイヤー代とタクシー代を合わせまして、年間240万円から360万円の幅であったというように聞いております。ただ、同財団における情報公開制度につきましては、県の情報公開条例、また個人情報保護条例に沿った形で運用されておまして、川岸氏個人のハイヤー代の支出額につきましては、個人情報に該当するということから、明らかにすることは困難であると聞いております。

山田委員

川岸被告の使用したハイヤー代の支出は幾らかと聞いて、個人情報ですということでした。

私の文書質問で、2012年のハイヤー代は20万6,700円と言われました。実は、その当時の第27回国民文化祭徳島県実行委員会の情報が開示されています。この中には、川岸氏の名前も入っています。実は、黒塗りが1か所だけあります。この1か所を除いて計算したら、20万6,700円ぴったり合うと。第27回国民文化祭徳島県実行委員会の中には、情報公開されているんです。

しかしそれが、個人情報ですので開示できませんと。これは、整合性が合わないのではないですか。ここに出ているんですよ。そうしたら当然、今回も、少なくとも川岸氏の分については明示すべきでしょう。県民と県議会に、これだけ疑惑を持たれているのだから、その点はどのように感じているんですか。答弁ください。

吉成文化創造室長

川岸氏のハイヤー代を明らかにするべきではないかということでございますが、第27回国民文化祭実行委員会におきましては、県の公費からの支出であるということも踏まえまして、使用者につきましては明らかにしてきたところでございます。

徳島県文化振興財団に係る支出であるということから、今回こうした個人情報であるというところから、そこは黒塗りして開示させていただいたところでございますので、御理解賜りたいと考えております。

山田委員

ちょっと待ってください。このハイヤー代、後でまた財源の問題をやりますけれども、基本的に血税でしょう。今、吉成室長が言ったような論理は通じない。本来、県民の血税が投入されているわけですから、国民文化祭のときには開示できて、今は開示できないという理由にはならない。徳島県文化振興財団のほうでも、県のほうから要請があればという声も、間接的にも聞いています。そういう面で言えば、県のほうが積極的にオープンする。川岸被告の分については、当然、明確にすべきだと。

これは委員長、委員会としても、当然求めていただきたいというように思うんです。これを1年間かけてやってきたわけですから。その点は板東次長、どうですか。

板東県民環境部次長

委員から、タクシー代・ハイヤー代についてのお話がありました。

先ほど、平成24年度の国民文化祭当時の使用状況について開示できているのに、なぜ、平成25年度以降については開示できないのかというような御質問と思います。

川岸氏につきましては、国民文化祭の開催に当たりまして、県の政策参与ということで任命しておりました。その期間につきましては、県の政策参与の職にあったということもございまして、国民文化祭徳島県実行委員会の支出ということで、さきの委員会におきましても、急きょ調査し、可能な限り対応させていただいたところでございます。平成25年度の徳島県文化振興財団の支出についてでございますけれども、いわゆる参与の職を解かれた以降の支出でございます。

また、委員から、現在係争中の案件で被告という立場にあるではないかという御質問も、確かにある意味では、一般的な感覚で言えば、そうした御意見もあろうかと思いま

す。しかしながら、情報公開制度の趣旨というものを鑑み、他の運用にも非常に大きな影響を及ぼすという判断の下に、現在は、そのような県に準じた取扱いという形を取らせていただいているところでございます。

山田委員

とても納得がいく答弁ではないです。政策参与だったら、開示できていたんですよ。位置付けからいうと、辞めてからも元政策参与じゃないですか。公金が入っているじゃないですか。これは、県民の皆さんから当然、強い批判の声が巻き起こってきますよ。

委員長、川岸氏のハイヤー代については、基本的に、今まで出していなかったら別だけど出しているわけだから、後でも結構ですから諮っていただいて、この委員会、我々に全部配付してほしいということを御検討いただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

井川委員長

検討いたします。

山田委員

分かりました。是非とも、開示のほうをよろしくお願いします。

それと、国民文化祭のときは、実は資料を見たら全部タクシー代という名目になっています。しかし、質問趣意書上ではハイヤー代支出の回数と金額を聞いて、先ほどいった状況になりました。全部タクシーだったのがハイヤーに変わったということですけれども、その面でいえば川岸氏の2012年度はタクシーであった、それがハイヤーに変わったという理由が1点。

それともう一つ、2013年の11月25日、新神戸駅から池田町までのハイヤー代が6万2,640円。これは既に報道されましたが、余りにも異常です。読者の手紙の欄でもそういう記事が出ており、私にも県民の皆さんからたくさん声が来ております。

次の日に、祖谷から空港までが3万1,500円。祖谷からですよ。また2014年2月28日、空港から徳島県郷土文化会館に寄って岡山まで5万8,740円。これは高速道路料金はどうか、分かりません。等々、2013年度から2016年度までの4年間で、ハイヤー代で3万円を超える回数が何と60回を超えると。これは、県民にどういうふうに説明するんですか。分かりやすく説明してください。

吉成文化創造室長

ハイヤー代の使用状況についての御質問かと思えます。

例えば、新聞報道にもございました、新神戸駅から県内にハイヤーが使われていたという状況のお話かと思えます。私どもは新聞に出ておりましたので、そのことについて徳島県文化振興財団に確認をしましたところ、例えば、悪天候によりまして、徳島阿波おどり空港に到着する予定の飛行機が別の空港に降りたり、また逆に、徳島からお帰りになる際に飛行機が飛ばずに、その他の空港にタクシー、ハイヤーで移動したということがあるようにはお伺いしております。

指揮者、また演奏家の方々に、例えば、どうしても翌日に帰らなければならないスケジュールが入っていたりというような際には、そうした対応もなされてきたとお伺いをしているところでございます。

いずれにしても、緊急的な措置として、そうした措置がとられてきたのではないかなというふうに考えております。

山田委員

答弁漏れになっていますよ、平成24年度は全部名目がタクシーだったと。吉成室長、これを見てないんですか。平成24年度のこれは、全部タクシーなんです。ハイヤーはありません。川岸氏の使った分だと答弁されました。それが何で、その次の年からタクシーとハイヤーに分かれているのか。川岸氏は主にハイヤーだという条件に何で変わったのかというのが答弁漏れですよ。

それと、さっき言ったように、本来、川岸氏は自分のお金で、当然委託料の中で、自分の交通費等々を精算するのは当たり前のことではないですか。それを徳島県文化振興財団が持って、そして県内の分でも、さっき言ったように4年間で3万円のハイヤー代というのが60回以上あるんですよ。ましてや、県外。どんな状況であっても、そういうことを血税で出すことを、県民の皆さんにどう説明するんですか。端的にお答えください。

吉成文化創造室長

すみません、今1点、さきにお話が合った平成24年度の国民文化祭の際の明細書がタクシーだったということだと思うのですが、私どもも、タクシーの記載とハイヤーの記載というものが、どういった基準で書かれているのか、民間事業者の記載方法についてはよく分かりません。

ただ、当時のことをいろいろと聞いたところによりますと、もともとタクシーが、なぜハイヤーになったのか分かりませんが、いろいろな移動や待機を勘案した中で、当初は、確かにタクシーも活用していたというようにはお伺いしたこともございます。長らく演奏会場で待たせたり、急きょ移動したりという、もろもろの状況から勘案して、最終的な結果として、ハイヤーのほうが効率よく動けるといったところから、慣習的にハイヤーに移ってきたという状況は確認をさせていただいているところでございます。

もう1点、なぜ県外までといったところでございます。先ほどお話をさせていただきましたとおり、例えば、急きょ飛行機が飛ばないといった場合に、どうしても演奏家や指揮者の方が次のスケジュールがあるといった場合など、川岸氏につきましても、一緒に演奏家や指揮者の方と来県されていたということもありますので、そうしたことから、動きとして一緒に帰りの飛行機の便で、そちらのほうに移動されたものであると考えております。

山田委員

3万円が60回以上は、全然答えていません。

県外の分だけ合っています。県内の分もたくさん移動したと、これも見たら分かりますよ。川岸氏と思われる方の、例えば、さっき岡山や神戸の話も出ました。そこは、しっか

りと検証したほうがいいと私は思います。

それで、徳島県文化振興財団で年200万円超、4年間で800万円近いハイヤー代、徳島に来たときはハイヤーが常態化していたと、既にこれは報道されていました。これは、徳島県文化振興財団が負担したわけですが、なぜこんな特権的な待遇をしたのか。県職員の皆さんが、ハイヤーを使うという旅費規程はないと思いますよ。

そういう面でいうと、ほかにもハイヤーを使っている人がいるのですか。どうして、これだけ特権的な待遇を与えたのか。知事と旧知の間柄だからですか。そのそんたくですか。また、知事からの指示があったのか、その件について御答弁ください。

吉成文化創造室長

まず、ハイヤー使用の件でございますが、先ほどもお話をさせていただきましたが、当初いろいろ移動に関して、タクシーやハイヤーなどの検討をしてきた中で、結果としてハイヤーを活用してきたという形にあると思っています。

また、これも繰り返しになりますが、例えば、演奏会場の下見に、複数の市町村をまたがって移動するといったことから、ハイヤーを活用してきたと考えております。

当然、事務的に十分検討を重ねまして、そうした活用について、結果として落ち着いてきたということでございます。特に、川岸氏だからといったことではなくて、そうした演奏会に向けて十分な下見を行い、より良い演奏を県民の皆様に聴いていただくといったところから、ハイヤーを活用してきたものと認識しております。

山田委員

いわゆる、誰の指示か。事務的に検討されたという答弁でしたが、どういう検討なのか、具体的に誰と一緒にどうやったのかということを答弁ください。

あわせて、実は問題は、このハイヤー代の財源なんです。この財源について、達田議員の一般質問でも指摘しましたけれども、とくしま記念オーケストラ事業の中で、文化立県とくしま推進会議の負担金と県委託料が出ております。達田議員の指摘も含めて、これが別枠といいますか、いわゆる差が出てきていると。事業実績合計額と決算書類の合計額の間で差が出てきているということを指摘しました。その額について、県のほうではどのように認識されているのか答弁ください。

板東県民環境部次長

先ほど山田委員から、ハイヤーの使用についてどのような検討を行ったかといった御質問でございます。

当時の担当者の話も参考で聞く中で、ただ、不確かな情報なので、ある程度は御勘弁いただきたいと思いますのですが、先ほど山田委員からのお話にもございましたように、当初はタクシーを使用していたといった実態も確認できたところでございます。

そういう中で、徳島県文化振興財団において様々な事業展開の中で、タクシーでの運用では、やはり何らかの不都合があったということから、より効率的な運用ということでハイヤーに、ある時期から切り替えていったものだとして解釈しております。

もう1点、御質問のございました、徳島県文化振興財団の事業費の差額という御表現が

ありましたけれども、その内容について答えさせていただきます。

まず、御説明させていただきますと、本県の文化事業といいますのは、県の文化の役割を担っております県、今お話のありました文化立県とくしま推進会議、更には徳島県文化振興財団と、この三者が協力・連携する中で、様々な事業展開を実施しております。

その中で、当然様々な財源を効果的に活用する形で取り組んでまいりました。いろいろと事業展開しておりますけれども、委員から話がありました音楽事業に関しましては、特に徳島県文化振興財団が持つノウハウを活用し、主に進めてきたところでございます。その財源につきましては、例えば貸館収入、入場料収入などの自主財源、それから国からの補助金、あるいは民間団体からの助成金、更には今お話のございました県からの委託料、文化立県とくしま推進会議からの負担金を財源として、各事業を実施しているところでございます。

平成28年度につきましては、定期演奏会、それから入門コンサート、あるいは先日も開催いたしました第九演奏会、ニューイヤーコンサートといったような各種事業につきまして、県からの委託料や文化立県とくしま推進会議の負担金などを財源として、実施しているところでございます。

負担金につきましては、平成28年度におきまして、音楽事業の各事業として、申し訳ございません、概数になりますけれども約1億600万円となっております。その他の各事業に分類していない部分を合わせまして、文化立県とくしま推進会議から負担した金額の合計といたしましては、約1億1,900万円となっております。

委託料につきましては、先ほど申しましたような各事業それぞれの合計といたしまして1億9,500万円となっております。その他の委託事業も含めると、県からの委託料総額が約2億円という形になっております。

山田委員

いや、私が聞いたのは、この差が何なのかと。いわゆる事業実績合計額と決算書類の合計額が、達田議員の一般質問では7,600万円余りあるではないかと具体的に示して、これは皆さんも見て、そうですねというふうに言われた。その分は、どうなのかという点です。端的にお答えください、その差は、我々の計算違いですか。

板東県民環境部次長

差額については、個別の事業以外ということでございます。

山田委員

とくしま記念オーケストラ事業の、基本的に徳島県文化振興財団から出ているいろんな資料、また吉成室長から頂いた資料を我々見たんですよ。それで作ったんですよ。一般質問の前に、資料については間違いないと言われたじゃないですか。だから、7,600万円余りが合っているのか間違ってるのかだけ言ってください。

板東県民環境部次長

本会議におきまして、達田議員の御質問の中での委託料と負担金を合わせ約7,600万円についての質問でございました。

先ほど、山田委員からもお話があったように、その後、我々もお示しいただいた数字を確認いたしましたところ、平成25年度から平成28年度までの数字だったと思いますけれども、先ほど申しましたような委託料と負担金で、その数字だったということでございます。

山田委員

認めたんですね、7,600万円。これは議会に報告されていません。正に闇負担金です。いったいこのお金、文化立県とくしま推進会議の負担金及び委託料は、いったい何に使われたのですか。端的に結構ですから、どうしてこんな差額が出たのか、分かるように御報告いただけますか。

吉成文化創造室長

山田委員から、負担金と委託料の差額について御質問を頂いております。

徳島県文化振興財団につきましては、音楽事業をはじめ、文化芸術に関わる数多くの事業を実施しております。そうした事業を行う上で、特定の事業に割り振れない経費の一部について、文化立県とくしま推進会議から支払ったものでございます。

また、委託料につきましては、主に音楽事業に関わる派遣職員の人件費に係るものとして、県からの委託料といった形で支出しているものでございます。

山田委員

結局、ハイヤー代、タクシー代、また飲食代、あご足付きとも言われるんですけど、お土産代も含めて、いわゆる共通的経費と、これは勝手に皆さんがそういうふうに言っているのですけれども、そういうふうな中で出されているのかというのが1点。

それから、6月の付託委員会のときに、ほかの県との比較が出ていました。そのときには、割高になっていないということでした。そうしたら、この今日出た差額が4年間で7,600万円ということになったら、割高になるのではないかという点が2点目。

3点目に、いったい、とくしま記念オーケストラの事業費は幾らかと。岡議員の代表質問の中でも、徳島県文化振興財団の事業費は、今年度の予算を含めて10億円と。それから、先ほど出た共通的経費、委託料と負担金の差額が少なくとも7,600万円。さらに、市や町がやった事業費。この三つが基本的に構成要件と思うのですけれども、この三つのいわゆる、とくしま記念オーケストラ全体の額は、いったい幾らか。

3点、答弁いただいて、私の質問を終わります。

吉成文化創造室長

今、3点頂いた分で、まず1点目は、何の経費が充てられていたのかということだと思います。先ほど申し上げましたとおり、まず委託料については、派遣職員に係る人件費が当たっております。

また、負担金につきましては、徳島県文化振興財団におけます、いわゆる共通的経費、

例えば、事務費的なところや図書購入費等、いろんな事業に割り振ることができない経費に当たっていた経費ということでございます。

（「ハイヤー代は、入ってないんですね。」という者あり）

ハイヤー代につきましても、いわゆる総合的にいろいろな財源を組み合わせ、適正に支出されているものでございまして、今の答弁から、ハイヤー代だけ除かれるものではございません。

他県との比較というお話でございますが、6月の付託委員会におきまして御報告させていただいております。今回、共通経費的なところでお話ししたような経費につきましては、例えば、演奏会場の事前確認を実施しておりますが、先ほど申し上げましたけれど、これは本県ならではの取組として県内隅々まで、音楽ホールがないような土地でも演奏会を開催すると。体育館や公民館、幼稚園や学校の施設といったところで、いわゆる他の、単に音楽ホールで演奏会をやるようなものとは、大きく異なるような経費でもございます。逆に、比較になじまないような経費というものも多くございます。

また、本県でも演奏会につきましては、年に6回から8回開催したところでございまして、そうしたなじまない経費も含まれているということを考えれば、1回1回の演奏会に割り振りした場合には、大きな金額の増加には当たらないというふうに考えておりまして、これまで御説明させていただいた状況から、大きく変化するものではないと考えております。

それから、もう1点……

井川委員長

時間が過ぎておりますので、簡単に答えてください。

吉成文化創造室長

事業費でございますけど、まず市町村につきまして、平成24年度以降、平成29年度、今年度まで2億1,600万円と伺っております。

県につきましては、平成24年度から平成28年度までの実績として約7億円、平成29年度は予算でございますが約3億2,000万円という形でございます。

庄野委員

私からは、水俣条約について、水銀が原因で水俣病が発生して、全世界が水銀の恐ろしさ、2次的被害を防ごうと、水銀に関する水俣条約が2013年10月に採択されて、日本は2016年2月に締結し、全部で50か国になったら90日後に発効ということで、去年の8月に発効したと聞いています。

これらの水俣条約に関して、まず国の状況を教えてください。

津田環境管理課長

ただいま庄野委員から、水銀に関する水俣条約につきまして、国の動きということで御質問いただきました。

地球規模での水銀の環境汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約は平成25年10月、

熊本県水俣市で採択され、平成29年には締結国が条約発効の要件でございます50か国に達成したことから、国内におきましても平成29年8月16日本条約が発効されました。

この条約の発効に伴いまして、2020年までに、水銀を含んだ蛍光灯や電池などの製品の製造や輸出品が原則禁止となりますほか、今後15年以内に水銀鉱山からの採取も禁止されることになっております。

国におきましては、条約の発効以前から関係法令の整備を行っておりまして、各種関係法令を整理しているところでございます。

私どもが所管しております、大気汚染防止法につきましても改正を進めておりまして、平成28年2月に改正となり8月16日の発効をもちまして、今年4月1日から施行されるという形になっております。

大気汚染防止法の改正の内容につきましては、石炭火力発電所でありますとか一定規模以上の廃棄物焼却など水銀排出施設の設置や構造等を変更する際の知事への届出、あるいは対象施設が水銀を大気に排出する場合の排出基準の遵守、また水銀排出施設に係る水銀濃度の測定や記録の保存義務、これらが課されることになっております。

庄野委員

今、石炭火力発電所というのは、石炭をたくので水銀を排出するということでございますけれども、本県の大気中の測定状況はどうなっていますか。

津田環境管理課長

大気中の測定濃度ということで、御質問いただきました。

県は、定期的に大気中の水銀濃度を測定しております。現在、北島町と阿南市大湊町の2局で測定しております。

直近の平成28年度の測定データでございますけれども、年平均で北島局で0.0019マイクログラムパー立法メートル、大湊局で0.0018マイクログラムパー立法メートルと、環境中の有害大気汚染物質の健康リスクの一つの指針である0.04マイクログラムパー立法メートルよりはるかに低い数値ということでございます。また、過去におきましても、県内で水銀におきまして指針値を上回ったというような状況はございません。

庄野委員

水銀を排出するような業者にとってはかなり厳しい、排出をしないような対策を常にとられていると思うのですが、この条約が発効したということで、県は各市町村にも、この条約の趣旨をきちんと周知していく必要があると思います。

これは、熊本県の取組ですけれど、「水銀フリー」ということで、県の機関や市町村、学校で使用しなくなった水銀含有製品の回収を始めたということです。「水銀フリー」社会の実現を目指す率先行動の一環ということで、例えば、水銀の入った体温計や血圧計などが壊れたりして環境中に水銀が飛び出ていくのを防ぐために、廃棄される前にきちんと回収して、県が民間業者に依頼するということをしているようです。去年8月に条約が発効したことを受け、そうしたことも県でやっていかなければいけないと取組を進められているようです。

現在、水銀を使った体温計は少ないと思いますが、多分、環境中に放出されたら、かなり悪さをすると思いますので、市町村や学校などに、水銀を飛び散らさないという条約ができたということをもっと知らせるということと、積極的に回収をすべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

阿宮環境指導課長

ただいま、水銀に関する水俣条約につきまして、御質問いただきましたが、環境指導課関係の廃棄物の処理につきまして、改めて法令の施行等に関して御説明させていただきたいと思います。

この度、水俣条約の発効を受けまして、平成28年4月1日と昨年10月1日の段階的な施行で廃棄物処理法施行令等で規制が強化されたところでございます。

今般の規制強化におきまして、まず委員御指摘のありました一般廃棄物に関しましては、回収した一般廃棄物となったものから回収した廃水銀が特別管理一般廃棄物に指定されまして、昨年10月1日からは運搬基準、処分基準が定められ、更にその当該廃水銀を適正に処理したもの、いわゆる水銀処理物に係る埋立基準等が追加されたところでございます。

また一方、産業廃棄物につきましても、平成28年4月1日から水銀を回収する施設等の特定施設、大学や保健所等でございますが、ここから生じた廃水銀等が特別管理産業廃棄物に指定され、また昨年10月1日からは、ただいまの特別管理産業廃棄物に該当しない水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が新たな法規制の対象となってまいりまして、委託基準、収集運搬基準、処分基準の追加と併せまして、水銀を一定以上含むもの等の処分、再生時の水銀回収時における義務付けといったようなところにも、非常に技術的に詳細な規制強化が図られたところでございます。

こうした展開の中、県といたしましては、まず一般廃棄物に関しましては、各市町村における水銀使用・廃製品の適正処理は一層推進していかなければならないものと考えておりまして、これまでも今般の法令規制に先行して、環境省で作成している「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に基づき、水銀の適正処理の重要性、必要性等について各市町村を個別に訪問し、適宜、情報提供等を行ってきたところでございます。なお、昨年新たに「水銀廃棄物ガイドライン」といったものも国から示されておりますので、まずは引き続き、各市町村との連携を図ってまいりたいと考えております。

また、産業廃棄物に関しましては、関係機関、業界団体を通じまして、制度及び当該ガイドラインに関する内容趣旨等についての周知を進めてまいりますとともに、改めて産業廃棄物処理業者に対する現場的な指導監督等も徹底し、これらの取組を通じて、水銀に関する水俣条約発効に伴います新たな規制を踏まえた適正処理の確保に、まずは努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

市町村は、今の説明でよく分かりました。ただ、一般家庭の方が、例えば水銀が入っていた体温計を壊したような場合に、危ないので触る人はいないと思うのですけれども、どのように触れないように処理をして、どういう形で持って行ったらいいのかということ

を、市町村とともに十分、これから協議し啓発して、紛れ込まないように市町村のほうで特定の収集をするところがあるんですね。

市町村独自で集めたものを処理するのは、なかなか難しいと思うので、この熊本県方式みたいに、県は手間が掛かるのですけれども、取りまとめて処理業者につなげるというようなことも、少し丁寧にやっていったほうがいいかと思います。今後の方針みたいなものがあれば、お聞きしたいと思います。

阿宮環境指導課長

庄野委員から、いろいろな回収に関して県もコミットしてはどうかといったような御指摘かと思います。

まず法体系といたしまして、一般廃棄物の処理につきましては、ひとまずは各市町村における固有の実事務といったところで、各市町村、いろんな地域性、実情等に応じた形で、収集運搬の回収体制や処理の体制を持っているところでございます。

そうした中で、各市町村がどのように水銀廃製品に関して処理をしているかといったようなところに関しては我々も聞き及んでおるところでございます。

なお、委員から御指摘のありましたように、先ほどの国のガイドラインでもいろいろな回収方法や分別の在り方、収集運搬の注意事項等、非常にこと細かなガイドラインが示されていたりもしますので、そこらあたりの留意事項ポイントにつきまして、十分に情報提供、助言等も行い、また密接な協議もこちらから持ちかけていきながら、しっかり話し合っていきまして、委員から御指摘のありました、熊本県における体制に関しましても情報収集いたしまして、研究検討してまいりたいと思っております。

庄野委員

よろしく願いいたします。

次に、太陽光発電設備の2019年問題というのがありまして、固定価格買取制度で10キロワット未満の家庭用の太陽光発電については、10年間は買い取ってくれるけれども、それ以降は買い取りませんというふうな主旨のようですけど、一番最初に買取りが始まったのが2009年ですから、2019年問題ということで取り上げられております。

今後、どんどんと買い取ってくれない家庭が多くなってくると思うのですけれども、現在、太陽光発電は、10キロワット以下の個人住宅にどのぐらい設置されているんですか。

岡島自然エネルギー推進室長

今、2019年問題ということで、庄野委員から御質問いただきました。

現状はFITの関係もございまして、こちらのほうでは徳島県単位での把握はできていないのですけれども、例えば経済産業省が持っている数字によりますと、2019年の11月に全国でFIT切れ、いわゆる固定価格買取制度の対象から漏れるという件数が37万件というふうな形で報道されております。

一方で、太陽光発電の民間の団体だと思うのですけれども、太陽光発電協会という組織がございまして、そちらは時点が違いますが、2019年度末では50万件という数字も出ているところでございます。

具体的な詳細の数字については、我々も掌握しかねるのですけれども、いずれにいたしましても、何十万単位のF I T切れが出てくると認識しているところでございます。

庄野委員

そうしたら、2019年以降、毎年F I Tの固定価格買取制度から漏れる方々が増えてくると思うのですけれども、今言われているのは、その方々は昼間の電力を今まで売っていたのですけれども、蓄電池にためて各家庭で湯とかそういうのに使っていくような形をしたらどうかということで、蓄電池の販売競争ではないですけど、蓄電池をかなり安価につくるような競争がされているというのを本で読んだりしました。

かなりの数が全国で発生してくると思うのですけど、その方々の電力を有効に蓄電池にためて自らの住宅の夜の電力に使っていくということは、エネルギーを使う電力自体が下がりますので、私は蓄電池を供給したりするのは非常に重要なことだと思います。

多分、その方々は業者に相談をして、どうしたらいいですかということを聞くと思うのですけれども、そういう方々に対して、親切に窓口をつくってアドバイスしてあげるような所がいるのではないかと思います。これは、鳥取県の例ですけれども、相談しようと思ったら購入した会社がなかったとか、いろいろ困った人たちがいたので、販売や施工業者が管理する、県太陽光発電システム取扱事業者協議会というのが母体となって、相談事業を行うというのが載っておりました。

市町村にも相談するでしょうけれども、例えば県民からそういう相談があったときに、何か県民に対してアドバイスしたり、こういう蓄電池の会社もありますよというふうなことを言ってあげられるような仕組みは、作られるのですか。

岡島自然エネルギー推進室長

2019年問題について、県の対応というふうなことの御質問かと思います。

委員おっしゃるように買取りがなくても、太陽光パネルの寿命というのはまだまだあるところでございます。そのまま太陽光でもって家庭内でお使いいただく、蓄電池とセットでもって夜の通電ということについては、せっかくできたエネルギーについての有効活用ということで、環境には当然ながら優しいことはもとより、自立分散型で系統に頼らずともエネルギーを独立させるということで、災害時の防災にも非常に有意義だと、正に自然エネルギーの有用性を表せるような実際モデルだろうと認識しています。

もちろん、F I Tで買い取っていただけないということになれば、そういった形を我々としても、御相談があればお示しもしていくという形も取りたいと考えてございます。

ただ、蓄電池はリチウムや鉛など、いろいろありますけれども、残念ながらまだ高価なところがございまして、なかなかすぐに御家庭で1台という形でもないぐらいのレベルでもあります。そういった動きの中で本県も今年度から、「脱炭素型設備」整備補助金という制度がございまして、ゼロエネルギーハウス、いわゆるZ E Hハウスということで、省エネ、高断熱材、太陽光発電、蓄電池などをセットにして、一次消費エネルギーをゼロにするというような形のハウス、Z E Hハウスという形を増改築の際にさせていただけるのであれば、その補助金などを我々も準備させていただいているところでございます。

うまくタイミングが合えば、そういった形の御紹介もできていけるというような形にも

してございます。

実は、本県のみならず全国的な先ほどの件数の問題もございますので、従前から、本県知事が会長として務めております自然エネルギー協議会で、太陽光発電を引き続きできるように、蓄電池の導入や自家消費につなげる方策とか、そのあたりについての政策提言なども十分しているところございます。

いずれにいたしましても、具体的に鳥取県のような民間主導だと思いますけれども、そういったところまで私もお話を聞いてはございませんけれども、少なくともそういった形でのお問合せがあった際には、十分御相談に乗っていきたいと考えております。

庄野委員

防災の面も言われましたけれども、やっぱり重要な部分だろうと思います。被災したときに、そうした蓄電池を持っていれば、発電しながらためて使って使うことができる。ほかの方にも提供ができるということで、方針としたら蓄電池を各家庭に設置してもらうのが筋かというような気がします。

今後、各メーカーも、2019年度の1年間で50万戸もあるとすれば、非常に大きなシェアがありますので、各会社競争で安い蓄電池を作ると思うので、そんなこともにらみながらきちんと、発電した電気を逃がさないというふうな取組を進めていってあげたいと思います。

これから見たら、2009年ぐらいに設置したのが37万件から50万件と言われたので、100分の1としても徳島県で多分3,500件か5,000件ぐらいが1年にあるんで、10年経過したら、大分増えているような気がします。これらが増えるということは、本県の温暖化対策にも寄与していただいていることです。

新たな太陽光パネルも募集しているわけですから、これから、もし来年に家を建てて太陽光パネルを乗せることになれば、それも10年間たてば、買取制度の対象外にはなるのでしょうか。ということは、値段が下がるのですか。

岡島自然エネルギー推進室長

住宅用の太陽光につきまして、確か2019年度までは価格が変わらないというような形を聞いていますけれど、毎年見直しをしていくということでございますので、全体的には設備の品質が上がってるところもございまして、同じ太陽光でも発電量が多くなったりとか、メーカーの質が向上してということもあって、額としては低減気味という形にはなっているところでございます。

庄野委員

事業系の大きなメガソーラーの発電所もありますけど、個人用の住宅にもずっと作っていただけるということは、防災面でも、電気の対策についても良いと思いますので、いろんな相談事があつたら聞いて、前に向いて進んでいけるようお願いして終わります。

井川委員長

半ばではありますが、休憩させていただきたいと思います。（15時17分）

井川委員長

それでは、再開いたします。（15時33分）
質疑をどうぞ。

川端委員

さきの本会議におきまして、私の代表質問で、国際スポーツ大会の事前キャンプ地の誘致について質問をいたしました。本県のスポーツ振興にとっても、地域の魅力の創出についても、スポーツのキャンプ地誘致というのは大きな力を発揮するということで、是非、国際スポーツ大会全キャンプ地の誘致というふうなことをお願いしたいと思っております。

そこで、ラグビーでは、ジョージアラグビー協会との最終合意を残すのみとなっております。東京オリンピックキャンプ地誘致のハンドボールでは、ドイツ代表チームと日本男子代表チームとの国際試合が、徳島県での開催に向け最終調整の段階に入っているということであります。

まず、ラグビーについて、次年度の具体的な対応、交流計画などの予定についてお聞きしたいと思います。

原国際スポーツ大会室長

ラグビーについて、次年度の計画などについての御質問でございます。

ラグビーワールドカップは、来年9月が本大会ということで、いよいよとなっております。しっかりとした対応が必要と考えており、今年予定されている6月の日本チームとのテストマッチで訪日された際には、選手との交流や、芝の整備が整った際は施設環境を確かめていただくためのナショナルチーム関係者の視察の受入れ、更にはジョージアとのスポーツ交流がレガシーとなりますよう、次代を担う選手によるラグビー合宿等の事業ができればと考えております。

川端委員

しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、オリンピック関係についてですけれども、ドイツに対しましては、このハンドボール以外の競技についても協議を進めていきたいということですので、次年度の計画について教えていただきたいと思います。

原国際スポーツ大会室長

オリンピック関係についての次年度の計画の御質問でございますが、ドイツについてはホストタウンとなり、競技で言いますとハンドボールのほか、柔道、カヌーなど積極的に交流を進めているところでございます。

柔道については、ニーダーザクセン州との交流を継続するとともに、昨年度実施したU-18代表選手よりも、更にステップアップした選手との合宿を計画してまいります。

カヌーにつきましては、那賀町を主体に徳島県、企業局、教育委員会等の協力を得て、

川口ダム湖に整備を進めていた艇庫が今年度中に完成することから、これを核としまして積極的に交流を行うことと予定しております。

川端委員

相手のあることですから、なかなかこちらの思うようにはいかないと思いますけれども是非、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、本会議で私の質問に対して知事から、キャンプ地の誘致を何としても実現させるという力強い答弁がございました。このキャンプ地誘致を担当する県民環境部長の思い、決意を伺いたいと思います。

田尾県民環境部長

国際スポーツ大会のキャンプ地誘致の成功に向けてということでございます。

川端委員からの代表質問に対しまして知事から、県民の皆様には夢と感動を届け、本県を訪れるアスリートには徳島の魅力が心に刻まれるよう全力を傾注するというような趣旨の答弁をさせていただいたところでございます。

正に、2019、2020、2021と国際スポーツ大会が、今年のウェイクボードも含め続いていくわけですが、このキャンプ地の誘致が実現するならば、世界一流のアスリートを間近で見られると。これは、私も見たらものすごく感動すると思います。この平昌オリンピックもそうでしたから、それを間近で見られるとなれば、スポーツに対する関心を深めていただけたと思います。また、海外からの方が来てくださるということになれば、国際交流を通じてのにぎわいづくり、さらに、付いて来られた海外の方へ認知度を上げる、徳島の魅力を知っていただく千載一遇のチャンスだというふうに思っているところです。

そうしたことを考え合わせますと、これはもう必ず成功させなければならないという強い思いを持っているところでございます。

そうしたところから、レガシーというような、次に残っていくものを生み出していくということが大事だと思っております。後々になって、あのときキャンプ地誘致をして良かったと県民の皆様に使っていただけるような取組を、しっかりと進めてまいりたいという覚悟でございます。

川端委員

この度はラグビー、ハンドボールについてお聞きしましたがけれども、カヌーとか柔道というのも聞こえてくるんですが、これについての情報はありますか。

原国際スポーツ大会室長

東京オリンピックに関係しましても、今ドイツのほうでキャンプ地について最終的な判断をしている状況で、また視察等を検討しているということを伺っておりますので、そういう機会がございましたら十分対応させていただいて、徳島の良さ、魅力を感じていただき、誘致につながるよう取り組んでまいります。

川端委員

これは、未確定な要素が大きいというふうなことですけれども、是非、徳島県の吉野川の清流を活用したカヌー若しくは上勝等で、こういうふうなことが取り組めるのかどうか分かりませんが、徳島県のエリア内でカヌー競技、そして柔道は体育館があればできますから、是非チャンスがあれば果敢に取り組んでいただきたいと思います。

私の住む鳴門市の競技施設が会場になるということで、私も大変期待をしておりますので是非、一刻も早いキャンプ地の決定をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

山西委員

私からは、児童養護施設等を退所した子供たちの自立に向けた進路について、お尋ねしたいと思います。

事前委員会でも里親の充実についてお尋ねをいたしましたけれども、様々な事情により県内でも多くの子供たちが施設や里親など社会的養護のもとで生活をしておられます。

今、卒業シーズンを迎え、施設等で育った子供たちは18歳を過ぎると就職や進学などで施設を退所し社会へ出ていくことになりますけれども、こういったいろんな事情を抱えた子供たちについては、親元からの援助が期待できない、兄弟姉妹がいない、身寄りも少ないとか、いろいろな事情、状況を抱えています。自立していくためには、なかなか一人で、さあ社会に出ろと言っても、非常に難しい状況もあると思います。

そこでいろいろお尋ねをしたいと思います。まずは自立していくための資金がやっぱり必要になってくるというふうに思います。このあたり、県の支援はどのようなメニューが用意されているのか、お尋ねをいたします。

脇田こども未来応援室長

山西委員から、児童養護施設を退所する子供たちの自立支援についての御質問でございます。

まず、児童養護施設や里親家庭で生活する子供と申しますのは、先ほど委員もおっしゃったように、保護者からの支援が厳しいというような現状がございます。このような児童に対しましては、自立支援の充実が必要であるという認識をしております。県といたしましては、国の制度を利用いたしまして様々な支援を行っております。

まず、施設を退所して自立生活を始める児童に対しましては、就職支度費や大学進学等自立生活支援費ということで、必要な寝具や衣服を購入したり住居費等に充てるための支度費が約28万円支給されるようになっております。

それから、進学や就職等に役立つ資格を取得したり、講習を受けたりするための経費としても約6万円支給されることになっております。

それから、平成28年度より進学や就職をする場合には、住居費や生活費、また運転免許等の資格を取得するための貸付金になるのですけれども、退所児童自立支援資金貸付事業を実施いたしているところです。

この貸付金ですけれども、住居費や生活費の貸付けであれば5年間の就業継続、資格取得貸付けの場合は2年間の就業継続ということで、一定の年数、仕事を継続すれば返還免除となるような規定がございます。これらを活用いたしまして、生活基盤の安定に役立てていただきたいと思いますと考えております。

ほかにも、進学する場合には、本県の児童養護施設等や里親家庭の子供を対象にした給付型の星合之代奨学基金や日本学生支援機構の給付型の奨学金など民間の制度もございますので、施設等を通じて周知いたしまして、県の事業と併せて活用していただくように児童の自立に向けて、経済的な面からもしっかりと支援していきたいと考えております。

山西委員

経済的支援について御答弁を頂きました。経済的な支援もさることながら、もう一方で、社会生活を営む上で、様々な問題を抱えながら自らの努力で生活基盤をこれから自分で築いていかなければならないと、いわゆるそういう生活をしていく上で、やはり行政の支援というのは重要だと思います。

そのあたりの生活支援については、どのようなことを行っているのか、行おうとしているのかをお尋ねをしたいと思います。

脇田こども未来応援室長

生活支援についての御質問です。

退所児童等の社会的な生活基盤を構築するためには、まず身近に相談や助言を受けられるような支援者や仲間づくりが重要であると認識いたしております。そのため、徳島県社会福祉士会に委託いたしまして、徳島市内に施設等を退所した子供たちが気軽に立ち寄れる場所である「ほなな・ほ一む」という所を設置いたしております。訪れた子供さん同士の意見交換や情報交換を行ったり、常駐しております相談支援員が生活や就職の悩みなどの相談に応じて、また必要に応じて関係機関につなぐなどの支援を行う、退所児童アフターケア事業を実施いたしているところです。

さきの2月1日に、県内で初めてとなります自立援助ホームが藍住町に開設されました。自立援助ホームにおきましては、直ちに社会に出ていくことが少し不安があるような子供が入所いたしまして、家庭的な環境で共同生活を送る中で、日常生活の援助や相談支援を受けることができるということで、児童に寄り添って自立につながるようなサポートをしていただけるものと期待しているところであります。

山西委員

先ほど、自立援助ホームが開設したということでございますが、こういった自立援助ホームというのは、やはり社会に出ていく中で、なかなか急に社会に出て飛び込むことが難しいところがありますので、一旦いろいろな支援を受けながら社会に出ていく準備をするという意味では、非常に重要な施設であるというふうに思います。

この度、2月1日に藍住町のほうで開所したということでございますが、いろんな地域で、こういった施設が今後ますます必要になってくると思いますが、そのあたりを改めて御答弁いただきたいと思います。

脇田こども未来応援室長

先ほど、藍住町に自立援助ホームが開設されたということで、6月議会のときに補正予算で認めていただいた補助金につきまして、若干、現状を報告させていただきますと、N

PO法人が藍住町に「自立援助ホームゆめ」というものを県内で初めて開設いたしました。こちらは定員が6名の女性専用の施設となっております。

こちらにつきましては、福祉施設で長年勤務されていた経験豊富なスタッフの方によって運営されておまして、2月1日から児童養護施設を退所した児童が1人入所しております。現在、まだ空きはあるんですけれども、今後、高校等卒業される子供もおいでしますので、子供自身の希望や家族の状況等も踏まえて、これから入所を検討されている方もおいでするというふうに聞いております。

このように、児童養護施設を退所する子供は、自立に当たっては様々な問題を抱えていることが多いので、それぞれに応じた適切な支援を行って、自立援助ホームというような選択肢を増やしていくということが非常に重要であると考えております。

今後は、県内におけるニーズを踏まえながら、藍住の施設が女子だけですので、男子も入所できるような自立援助ホームの整備促進を図って、児童養護施設や里親家庭で育った子供が円滑に自立が図られますように、一生懸命努めてまいりたいと思っております。

山西委員

これは、非常に重要な取組であると思っております。やはり未来を担う子供たちがいろんな事情を抱えて育っていらっしゃる中で、等しく夢を追いかける、そんな子供たちの環境を行政はしっかりと整えていかなければならないと思っておりますので、これからも全力で取り組んでいただきたいと思います。また、先ほど御答弁いただいたように、男性が入る施設がまだないということでございますので、男性が入れる施設や、いろんな地域にバランス良く整備できることがやはり望ましいと思っておりますので、今後とも支援体制の充実に努めていただきたいと思います。

続いて、「とくしまフューチャーアカデミー」創設事業についてお尋ねしたいと思います。

世界経済フォーラムも公表している、各国における男女格差を評価する最新のジェンダーギャップ指数においては、日本は144か国中114位で、先進国では最下位という低い水準にあります。そこで今回、とくしまフューチャーアカデミーを創設するという事で新年度の予算で上がっておりますけれども、この事業について、まずは概要をお尋ねしたいと思います。

正木男女参画・人権課長

ただいま、「とくしまフューチャーアカデミー」創設事業について、御質問を頂いております。

まず、この事業の必要性についてでございます。全ての人にとって暮らしやすい社会を作っていくためには、法制度などに基づく社会のシステムがふさわしいものでなければならないということで、そうした社会システムの構築に参与するために、その構築に向けた政策や方針を決定する過程への参画というのが、非常に重要であると認識しております。特に、男女共同参画社会づくりや女性活躍の推進に向けましては、それらの政策や方針を決定する場に、特に女性の皆様の積極的な参画が必要であると認識しております。

さらに、男女共同参画の社会、女性活躍の推進の取組ですけれども、このような取組は

次世代にもしっかりと引き継いでいくことが求められるところでありまして、については次代を担う若者、若い方の御意見をしっかりと取り入れていくということが重要であると認識しております。本県の状況でございますけれど、女性活躍について見てみますと、管理職における女性の比率や県審議会等委員の女性の比率などにおきましては、全国トップクラスの状況となっているところでございます。

今後におきましては、特に次代をも見据えて、また女性活躍の更なる飛躍に向けましての重要な指針となる政策や方針を決定する過程に、女性や若者の皆様の参画の拡大を、一層加速してまいりたいと考えております。

この取組を具現化するために、女性活躍や次世代人材育成に向けた学びの場ということで、とくしまフューチャーアカデミーを新たに創設してまいりたいと考えております。

概要につきましては、場所でございますけれども、男女共同参画の推進拠点であります、ときわプラザの中にこのフューチャーアカデミーを立ち上げまして、人材育成に向けまして、育成ステージと活躍ステージという二つのステージを設けてまいりたいと考えております。この育成ステージにつきましては、実践的な講座等の集中的な展開、活躍ステージにつきましては、育成ステージ修了者に対しまして、積極的に活躍の場を提供していく形で取り組みたいと考えております。

山西委員

非常に、若者それから女性にスポットを当てた人材育成という取組でございまして、私も若いと言われてるのかどうか分かりませんが30歳台でございますので、大変良い取組だというふうに思っております。

先ほど御答弁の中に、とくしまフューチャーアカデミーにおいては、育成ステージと活躍ステージを設けて人材育成に取り組むということで御答弁いただきましたけれども、この二つのステージの詳細を教えていただけたらと思います。

正木男女参画・人権課長

先ほどの育成ステージと活躍ステージについて、詳しくということで御質問を頂いております。

まず、育成ステージにつきましては、女性や若者の皆様が、政策方針決定過程への参画に向けて力を付けていただくために、実践的な講座や交流会を盛り込みまして集中的に実施してまいりたいと考えております。このステージにつきましては、三つの柱のもとに関連講座等をパッケージしてまいりたいと考えております。

まず一つ目でございますけれども、政策方針決定過程への参画に必要なスキルの習得や、リーダーシップの養成に関する課程を展開してまいりたいと考えております。例えば、県政の重要課題や各種計画、関連施策の状況把握のための研修、審議会の傍聴などを通じた審議会の現状の把握、更には審議会の委員との意見交換を通じた政策決定に求められるようなスキルの習得、加えてリーダーとしての在り方、求められるスキルの習得に向けた講座等を盛り込んでまいりたいと考えております。

二つ目でございますけれども、男女共同参画社会づくりや女性活躍の推進に関する課程を入れてまいりたいと考えております。男女共同参画社会づくり、女性活躍推進の考え方

というのは、各分野におきまして政策形成を検討していく上でベースとなる考え方になると考えておきまして、このような女性活躍推進，男女参画推進に関する意識啓発や実践的な取組を盛り込んだ講座の開催などを盛り込んでまいりたいと考えております。

三つ目でございますけれども、ネットワーク形成のための交流会というのを盛り込んでまいりたいと考えております。各分野からの受講者などが集う異業種の交流会などを想定しておきまして、大学、業種などの垣根を超えたネットワークの形成が可能となつてまいりますことや、受講者同士の意見交換，議論を通じたスキルアップ，学習意欲の向上にも有益ということで、これも各方面から企画してほしいとの御要望も承っておりますので、交流会という形で盛り込んでまいりたいと考えております。

このような様々な角度から、政策方針決定過程の参画に向けた実践力の養成を目的にやってみようと考えております。

さらに、活躍ステージでございますけれども、育成ステージ修了者に活躍の場をということで、例えば審議会の委員や下部組織であります部会や作業チームの委員，それからアドバイザーとして力を付けていただいての講師派遣などを通じまして、活躍の場を提供してまいりたいと考えております。

山西委員

最後に、この養成した人材に、しっかりと活躍の場も提供しなければならないというふうに思いまして、育成ステージ，そして活躍ステージを備えた、とくしまフューチャーアカデミーにおける人材育成を通じて、具体的にどのような分野での女性，若者の参画拡大や活躍を想定しているのか，その狙い，方向性についてもお尋ねしておきたいと思っております。

正木男女参画・人権課長

このアカデミーの取組を通じまして、どのような場にとということでございます。

例えば、行政分野におきましては、県の重要な政策方針などについての調査や審議を行う，審議会の委員への参画を促進してまいりたいと考えております。経済分野におきましては、企業等において働く女性が、より責任ある地位への登用，事業を興す起業に向けた取組など，ステージアップに向けたスキルの習得を支援することを通じまして、企業・業界のリーダーとして、経営方針決定過程や事業活動における中心的な役割・立場に参画を促進するという形で支援してまいりたい。

加えて、NPOや自治会など、様々な地域貢献活動を担う団体の中において、いわゆるリーダーとしてのスキル習得というのを、このような形で支援してまいりたいと考えております。そのような活動を通じ政策方針決定や事業活動に関しまして、リーダー的な立場で関わっていただけるよう、このような形で支援をしてまいりたいと考えております。

山西委員

行政の事業を執行していく上で、広く様々な立場の声をお聞きするという事は非常に重要でございますので、しっかりと取り組んでいただきたいとお願いして終わります。

檜本委員

今後の音楽事業について、お伺いしたいと思います。

過日2月12日でしたが、アスティとくしまで、「第九」アジア初演100周年を飾る音楽事業が大々的に行われました。私も鑑賞してまいりました。中山委員は、御夫妻でいらっしやっていました。山田委員は来てなかったが、山田委員と同じ会派の達田議員、上村議員もいらっしやいました。

非常に感動いたしました。と申しますのも、私、平成3年に議員に当選いたしました。その当時は、明石海峡大橋完成後の本県の発展を見据えた「3000日の徳島戦略」というのが、三木県政のもとでありました。まず徳島を、四国の玄関にするんだという思いで、いろんな事業がございました。その中に、交流の拠点としての「アスティとくしま」、文化の拠点としての「文化の森総合公園」、子供に科学する心を養う「あすたむらんど徳島」を造るという大きな事業がございました。ほかにも、高速道路や空港であったり、港湾の事業も岸壁の事業もありました。8,000億円から9,000億円のいろんな大きな事業がございました。

こういったレガシーがあって、あの事業ができたということを私は思い出しました。三木知事の任期は、平成5年10月5日だったと思いますが、そのときにはアスティとくしまは、まだオープンしていなかった。圓藤県政がスタートしてすぐに、オープンいたしました。11月頃だったと思いますが、そのときにもこの「第九」を実は歌ったんです。

私もタキシードを作り、指揮者の山本直純先生の指導を頂きながら、県議会でも何名かの議員が参加をいたしました。そのときの県の責任者は、総務省からいらっしやっていた三好さんだろうと思います。西沢委員も一緒に出ていて、亀井元県議会議員も出ていらっしやいました。そういった思い出があって、私は大変この事業に感激した次第でございます。

そして、平成24年の徳島県開催2回目の国民文化祭総合フェスティバルは、私は当時、議長でございまして、議長として皇太子殿下の御出席を仰いでおりまして、皇太子殿下や大臣、全国から大勢見えた県外のお客さんの前で、歓迎の挨拶をすることができました。感動いたしました。今回の2月12日の第九演奏会は、それ以来の感激でございまして、皆さん方に心からありがとうございますと、よくやっていただけたと申し上げたいと思います。

演奏会が第4楽章まで進みました。そして、第4楽章が終わってフィナーレになるところで、拍手が10分以上やまなかった。その拍手は、いわゆるアンコールということになり、瀬戸内寂聴さんが「第九」の曲に日本語で歌詞を付けた曲を歌ったんです。3,000人の全国から集まってきた歌い手、とくしま記念オーケストラ、1,000人の観客が大合唱したんです。あの会場ならではの雰囲気でもございまして、それはすごいものでございました。担当者の皆さんは、その現場をよく見られておるわけですから感動されたことと思います。本当に良かったと思うところでございまして、お疲れ様と申し上げたいと思います。

この6月以来、大変皆さん方は御苦労されました。私たちも県民の前で、議会もしっかりと議論しているということを分かっていたくために、いろいろ聞かせていただきました。本当にお疲れ様でございましたと言いたい。まだ山田委員は不満でございしますが、本当にひとまずは感激をいたしました。この3,000名の合唱団は、ドイツ、また台湾からも

いらっしゃいました。若い方も高齢の方もいらっしゃいました。そして、近畿圏や四国はもちろん、東海、関東、信越、北陸と、もう本当に全国各地から3,000名の歌手が徳島の地に集まって大合唱でございました。

最後の瀬戸内寂聴さんの、故郷徳島を思う詩でございますが、ちょっと読み上げてみます。これを「第九」の演奏に合わせて歌いますと、大変よく似合っておりました。「ふるさと徳島 ま青の空よ 眉山はやさしく 永久の緑に 心はいやされ 喜びみちて つどうはらから なつかしの友 恋しき思い出 夢もゆたかに 歌えよわれらが 生きる喜び」と、正に歓喜の歌でございました。本当に良かったと思っているところでございます。

この3,000人の中には、県人として、高等学校の生徒、地域のコーラスグループのママさんコーラスの方が非常に多かった。中学生もいらっしゃいました。多くの老若男女が集って、一つの歌を歌い上げるというこの感動は、挙県一致で徳島の地方創生をするのに何か役に立つと思った次第でございます。

「第九」アジア初演100周年を今年迎えたのですが、来年からは音楽事業としてどのようにこのレガシーを生かしていくのか、その決意といいますか考え方を述べていただきたいと思います。

吉成文化創造室長

今後の音楽事業についての御質問を頂きました。

まず、第九演奏会に御来場いただきまして、ありがとうございました。大変、御好評を頂きまして、たくさんの県外からの皆様、そして県内の若い方から御高齢の方まで、本当に樫本委員おっしゃるように「第九」アジア初演100周年を大々的に開催し、大きなレガシーとして徳島に一つの節目というか、百周年の第九演奏会を無事に開催できたと我々も非常に安どしているところでございます。

今後はこれまでの、こうした音楽事業の成果を踏まえまして、クラシックのみならず邦楽、ジャズの「あわ三大音楽」に、より一層磨きをかけますとともに、音楽を聞き親しむ受動的な活動を支援するというだけでなく、県民の方が自ら演奏する能動的な活動についての機会の創出に努めまして、県民を主役とした新たな音楽事業を展開してまいりたいと考えております。

樫本委員

本県ならではの音楽3テーマを中心に裾野を広げて音楽事業を進め、県民主役の音楽にしたいということでございます。頑張ってくださいと思います。

そして、過日の一般質問で我が会派の来代議員の質問の中で、草の根オーケストラに取り組むということもお話を頂きました。草の根オーケストラというのは、非常に県民主役の象徴だと思うんですが、これをどんな所でどんな場所で、今後どのように開いていけるのか併せてお伺いします。

吉成文化創造室長

草の根オーケストラにつきまして、御質問いただいたところでございます。

今定例会で予算をお認めいただいた後に、具体的な検討を進めてまいりたいと考えておりますが、まず県内で熱心に御活動されておりますアマチュアオーケストラの皆さん、また全国で御活躍されております本県出身のプロの音楽家の皆さん等の御協力も頂きながら、草の根オーケストラとは別になりますが、「あわ三大音楽」を一堂に楽しむことができる音楽祭というのを開催したいと考えております。

次に、来代議員に御質問いただいた草の根オーケストラのように、県民の皆様にとってより身近な施設となる、例えば、公民館や廃校の体育館といった所に、アマチュアのオーケストラやプロとのコラボレーションした演奏会等、いろいろ工夫を凝らしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、施設につきましては、数年後も見据えた形で県南、県西バランス良く、いろんな所で開催して、県民の皆様により身近な形でクラシック音楽を楽しんでもらえるよう工夫してまいりたいと考えております。

樫本委員

今、県民主役で、どこでもいつでもという感じの答えであったと思いますが、身近な所で音楽を楽しんでいただくという事業をやりたいとこういうお話でございました。

徳島には、いろんな文化施設、レガシーがたくさんございます。例えば、新町川の辺りにボードウォークもありますし、万代ふ頭、高速船乗り場の施設、野球場、野外交流の郷も2か所ある。それから、農村舞台も阿波十郎兵衛屋敷もある。身近な所というのは、こういう所を指しているんだと思います。

そういう徳島ならではの所で、いろんな文化を、「あわ三大音楽」を一堂にやっていた。また、個別でもいいですし、そういう場をたくさん作っていただいて、音楽文化活動を通じて楽しんでいらっしゃるたくさんの方の出番や場所を提供して、音楽祭を盛り上げていただきたいと思うところでございます。

しっかりと県民の皆さんに楽しんでいただいて、徳島で生活して良かったと。この文化活動なくして地方創生はないと、しっかりと文化活動をすれば、その地域は必ず発展すると、私は思っています。

これは宮崎県の事例でございますが、朝早いテレビ番組で紹介されておりました。宮崎市内のとある商業施設にピアノを置いてある。そのピアノを弾いて楽しむ人が現れ、自由に弾けるわけです。そして、ピアノに合わせてバイオリンを持ってきて一緒に弾く人、そこで合唱する人、またボランティアで調律する人、いろんな人がそこに来て楽しんでいるわけです。いろんな人の出会いがそこにあって、文化が芽生えて楽しい生活を送っている。そういう文化の心あふれる、そして皆さんに、本当に徳島は音楽レベルが高い所だと言っていただけるような地域にしていきたいと願って、終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

島田副委員長

私が先日させていただいた一般質問の中で、競技力向上について質問させていただきましたが、それについて何点か関係した詳細の質問をさせていただきたいと思います。

飯泉知事の答弁の中で、全ての競技団体に対してヒアリングを実施したということであ

りますが、具体的にそのヒアリングの内容を教えてください。

佐川県民スポーツ課長

競技団体に対してのヒアリングの結果についての御質問でございますが、愛媛国体終了後、国体種目となっております41の競技団体の役員、強化担当者に対しまして、県民スポーツ課、教育委員会の学校体育安全課、県体育協会ではヒアリングを実施したところであります。

この中で、まず反省点といたしましては、団体種目において、合同練習会などによって一括強化を推し進める必要があるのではないか、全国の舞台に慣れるために県外遠征を更に増やす必要があるのではないか、勝負のかかった大事な局面で実力が発揮できない点が見受けられメンタルの強化対策が急務であることなどの意見が出されたところであります。

また、競技団体からの、県又は県体育協会、教育委員会に対する要望としましては、先ほどの件でもありますが県外遠征や合宿費用の拡充、施設や競技備品など競技環境の整備、学校部活動指導者の適正配置や外部指導者への支援、ふるさと選手の積極的な活用やトレーナー派遣の充実などの意見があったところでございます。

島田副委員長

しっかりと競技団体の御意見を受けて、来年度その競技力向上の施策には、こういった対応をするのか教えてください。

佐川県民スポーツ課長

競技団体の意見を受けて、来年度、競技力向上の施策にどのように反映させていくのかということについてでございます。

まず、全国の力を肌で知って全国レベルの経験を積むための県外遠征強化費、また団体種目における県選抜チームにおける合同練習会の経費などについて、拡充を行ってまいりたいと考えております。

また、県内の大学、企業の有力運動部への支援を厚くしますことによりまして、団体競技の強化も図ってまいりたいと考えております。

また、競技環境向上のための備品等の整備についても多くの意見が寄せられたところでございます。昨年の愛媛国体で競技備品を整備しました種目においては成果を出しておりますことから、来年度の平成30年度も引き続き、備品の整備等競技環境の向上に努めてまいります予定としております。

さらに、ふるさと選手の活用やトレーナー派遣などの充実も図ってまいりますとともに、新たにメンタル強化のための事業なども実施してまいります所存でございます。

島田副委員長

今、答弁にありましたけれども、新たに実施する若手のアスリートの支援とか、メンタル強化事業とかありますけど、それはこういったものですか。

佐川県民スポーツ課長

新たに実施する事業でございますが、一つ目は若手アスリートの支援ということで、2年後に迫りました東京オリンピック出場選手の輩出に加えまして、新たに東京の次を担う選手の輩出と合わせて、国体などの全国大会で活躍します選手の育成を目指しまして、今、日本代表ではなくて、U-19年代別の強化指定選手になっています、U-19日本代表や全国大会の上位入賞者を対象としました育成枠を新たに創設しまして、これから活躍します若いアスリートを支援していきたいと考えております。

また、メンタル強化の事業としましては、指導者や選手対象の講演会によりまして、リラクゼーションや呼吸法など、トップアスリートへの指導の例からテクニカルな手法を学ぶとともに、スポーツ心理学の専門家を継続的に練習や試合会場に派遣しまして、中長期のスパンで競技者に対するメンタルの強化を図っていくことと考えております。

島田副委員長

県の将来を担う若手のアスリートのためにも、十分に予算をかけて集中的に取り組んでももらいたいと思います。

また、競技団体から上がってきています教員の適正配置の要望についても、関係の教育委員会と連携を密にして対応していただけたらと思います。前にお話ししたかもしれませんが、ソウルオリンピックで体操が銅メダルを取ったのは記憶にあると思います。当時、清風の高校生コンビが銅メダルを団体で取ったと思いますが、そのときに同じ団体のメンバーに徳島県出身の方がいらっしゃったんです。山田選手ですけれども、その山田選手は、今は徳島県の教員となられていますが、私が出会ったときは体操の顧問でなく、小松島西高校の野球部の部長か何かだったんです。銅メダリストが、野球部の顧問をやっていたわけです。

いろんな背景があったのかもしれませんが、多分、指導者として雇っているわけですし、やっぱりそういった配置を教育委員会としっかりやってもらいたいと思いますので、しっかり取り組んでももらいたいと思います。

あと、やっぱり順位を上げるためには、即ポイントが取れる選手が必要なんですよ。特に高校生とか若手アスリートは順番にやっていってるんでしょうけど、やっぱり一般者、大学を卒業して一般者で徳島県に就職して帰ってきてもらう。そういった点数が取れる人とか、もちろん指導者、指導者でなくても選手として戻ってきていただける方を、県警察は柔道、剣道、武道に強い人が入ってるようなイメージがありますけど、やっぱりそういった学校の教員、県庁や警察とかそういう所に国体で点数が取れるような選手を、大学生のときに取れるような選手であれば徳島県に採用していくというのも、国体の即点数につながっていくと思いますから、やっぱりそういったことも取り組んでいただけたらと思います。

もう1点が、個人種目は点数が少ないんですよ。入賞すると団体種目は多いんです。ということは、例えば高校生とかであれば、実際は、大体インターハイで引退する方が多いんです。国体は秋ですから、国体予選とかがあるでしょうけれども、大学受験や就職試験の関係で、インターハイが終わったら引退する子もいっぱいいるんです。それを、秋の国体が終わるまで引っ張れるのかというのは、やっぱり個人的なものもあるでしょう。

だから、団体種目に関しては、やっぱり競技団体で選抜チームを。選手が1校でなくても、いろんな学校から強い選手を集めてくるというような団体種目に関しては、選抜チームをしっかりと取り入れていくほうが、例えば野球とかで昔の池田高校みたいに全国で優勝・準優勝している所はそのチームでいいでしょうけれども、団体種目で全国に出ても入賞できないベスト16やベスト32で終わる所は、やっぱりそういうふうに変換チームにすると、それ以上の効果が出てくるのではないかと思います。そういうところも競技団体としっかりやっていただけたらと思います。

実際、来年度予算といっても国体はもう秋です、結果が出るまでに半年しかないんです。予算が付いたからでは、来年度の秋の国体ですぐに成果が出るかというのは、なかなか難しいけど、数字として出てしまいますから、予算を付けて、しっかり取り組んでいただけたらと思います。

もうずっと46位ですから、一つでも上を目指して頑張っていただけたらと思います。議会としても、しっかり予算を付けるわけですから、効果を見ていき検証させていただきますので、頑張っていただけたらと思います。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

先ほど、山田委員から発言がありました、公益財団法人徳島県文化振興財団の公開文書の詳細の開示を委員会として要請する件について、いかがいたしましょうか。

（「賛成」と言う者あり）

（「6月から、もう随分議論をして、議論は尽くされていて、もう全て出しているように思います。その必要はないと思う。」と言う者あり）

（「同じです」と言う者あり）

井川委員長

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

公益財団法人徳島県文化振興財団の公開文書の詳細の開示を委員会として要請することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

続けて、採決に入ります。

お諮りいたします。

県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに、御異議ございませんか。

山田委員

私のほうは、議案第39号、それに関連する第1号ということで、反対したいと思いません。実は、今日も時間があったら議論しようかと思ったのですが、今年の1月25日、総務省が自治体の財政担当者を会議に呼んで、基金の在り方というのが、かなり議論になったんです。慎重にということ、かなり押しております。

本来、基金は施設の建替えや突発的な災害、景気悪化などに備えるために積み立てておくものというのが、本来の基金の中身です。自治体の事業は毎年、政策経費として予算計上して、必要なら補正予算を組むと。これが本来の姿です。

文化・スポーツに特化した基金を設ける必要は、その面ではありません。基金化することは、透明性が低下する。説明責任を、かなり総務省のほうからも強調されました。

そういうことで、飯泉知事の下で文化・スポーツの基金を設置することは、文化基金と同じ過ち、いわゆる事業費の膨張や不透明な使い方、今日も闇負担金ということが出ましたけれども、そういうことを繰り返す恐れがあるというふうなことから、私はこの第39号及び第1号については、同意できないということを表明します。

井川委員長

それでは、県民環境部関係の議案第1号及び第39号については御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「平成30年度徳島県一般会計予算」及び議案第39号「東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の制定について」は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号及び第39号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました、議案第1号及び第39号を除く県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第39号を除く県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号、議案第39号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第5号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第40号、議案第41号、議案第67号、議案第75号、議案第79号

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。

それでは、今年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶をさせていただきます。

県民環境部関係の審査に当たり、田尾県民環境部長はじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力を頂き、深く感謝の意を表する次第でございます。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。お疲れでございました。

田尾県民環境部長

県民環境部を代表いたしまして、一言、御礼を申し上げます。

ただいま、井川委員長から、御丁重な御挨拶を頂きまして、大変恐縮しております。

井川委員長、島田副委員長はじめ、委員の皆様方におかれましては、この1年間、予算案、条例案をはじめとして、県民環境部が所管する男女共同参画社会づくり、次世代人材育成支援対策、文化・スポーツの振興、気候変動対策、環境施策の推進など、様々な案件につきまして御審議、御指導を頂き、深く感謝申し上げます。

また、ただいまは、提出いたしました案件につきまして、原案どおり御採決いただきまして、誠にありがとうございます。

頂きました貴重な御意見、御指導をしっかりと受け止め、今後の事務・事業の推進に生かしてまいりたいと考えております。

なお一層の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の今後ますますの御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

井川委員長

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（16時29分）